

事後調査の計画

—都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間)事業—

平成24年3月

国土交通省 関東地方整備局

目 次

	ページ
第1章 対象事業の名称	1
第2章 事業者の氏名及び住所	1
第3章 対象事業の目的及び内容	3
3.1 対象事業の目的	3
3.2 対象事業の内容	4
3.2.1 対象事業の計画概要	4
3.2.2 対象事業に係る計画交通量	15
第4章 対象事業に係る施工計画及び供用の計画	16
4.1 工事の概要	16
4.1.1 工事の概要	16
4.1.2 施工方法	17
4.1.3 工種及び作業内容	25
4.2 作業工程表	26
第5章 事後調査の計画	27
5.1 大気質	27
5.1.1 工事の施工中	27
5.1.2 工事の完了後	43
5.2 騒音	53
5.2.1 工事の施工中	53
5.2.2 工事の完了後	61
5.3 振動	71
5.3.1 工事の施工中	71
5.3.2 工事の完了後	79
5.4 低周波音	91
5.4.1 工事の完了後	91
5.5 水循環	99
5.5.1 工事の施工中	99
5.5.2 工事の完了後	105
5.6 地形及び地質	107
5.6.1 工事の完了後	107
5.7 地盤	111
5.7.1 工事の施工中	111
5.7.2 工事の完了後	115

5.8	日照障害	117
5.8.1	工事の完了後	117
5.9	電波障害	121
5.9.1	工事の完了後	121
5.10	動物	125
5.10.1	工事の施工中	125
5.10.2	工事の完了後	129
5.11	植物（重要な種及び群落）	131
5.11.1	工事の施工中	131
5.11.2	工事の完了後	135
5.12	植物（緑の量）	137
5.12.1	工事の完了後	137
5.13	生態系	141
5.13.1	工事の施工中	141
5.13.2	工事の完了後	145
5.14	景観	147
5.14.1	工事の完了後	147
5.15	史跡・文化財	151
5.15.1	工事の完了後	151
5.16	人と自然との触れ合いの活動の場	159
5.16.1	工事の完了後	159
5.17	廃棄物等	163
5.17.1	工事の施工中	163
5.18	事後調査の報告の提出時期	165
第6章	その他	169
6.1	事後調査を実施する者	169

第1章 対象事業の名称

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業

第2章 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：国土交通省

代表者の氏名：関東地方整備局長 下保 修

主たる事業所の所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番1

第3章 対象事業の目的及び内容

3.1 対象事業の目的

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）は、東京外かく環状道路の一部を形成している。

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏を環状方向に結ぶ延長約85kmの自動車専用道路で、放射方向の広域幹線道路を相互に連絡して、都心に集中する交通や通過する交通を分散・バイパスさせる役割を果たす環状道路である。

現在、東京圏では人・物が東京に一極集中する構造となっており、放射方向の広域幹線道路の整備に比べ、環状方向の幹線道路の整備が遅れていることから、都心部を中心に交通渋滞が慢性化している。

この交通渋滞の発生は、都市活動の低下や東京における経済の高コスト、交通環境等に影響を及ぼしている。また、交通が集中する幹線道路の沿道環境については、依然として深刻な状況となっている。

このため、都心への人口の集中と都市機能の集積に伴い発生する交通を迂回・分散させる環状方向の道路ネットワークの整備が必要不可欠となっている。

また、都市機能の向上を図るため、現状の経済・社会活動を維持しながら都市構造の再編が進められており、都市構造の再編に伴い周辺地域との広域的な地域連携を強化するうえでも環状道路の整備が緊急の課題となっている。

東京外かく環状道路は、現在、大泉インターチェンジから三郷南インターチェンジまでの約34kmが供用し、三郷南インターチェンジから東関東自動車道間約16kmについては、用地買収及び工事を進めているところである。

本事業における対象道路（以下「計画路線」という。）は、東京外かく環状道路の西側区間にあたる、第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）、中央自動車道、関越自動車道を結ぶ延長約16kmの区間である。

計画路線の整備により、日本の大動脈である東名高速道路と東北自動車道、常磐自動車道等の各放射幹線道路が連絡されることから広域的な機能分担が図られ、幹線道路では交通の分散による交通渋滞の緩和、移動や輸送の時間短縮や沿道環境の改善に寄与する。

また、周辺地域においては、環状八号線等において、交通渋滞の緩和、沿道環境の改善、生活道路における交通事故の減少による安全性の向上等の効果が期待される。

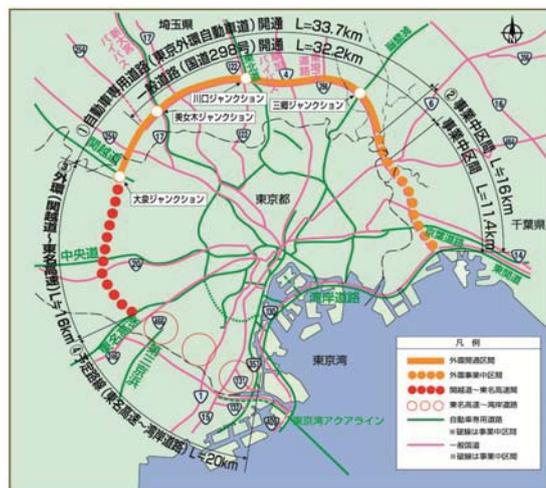


図 3.1.1 高速道路ネットワーク図

3.2 対象事業の内容

3.2.1 対象事業の計画概要

対象事業の計画概要は表 3.2.1 に道路構造の種類区分は表 3.2.2 に、事業計画の概要図は図 3.2.1 にそれぞれ示すとおりである。また、断面構成は、図 3.2.2 に示すとおりである。

表 3.2.1 事業計画の概要

項目	計画の概要
対象路線	東京外かく環状道路（東名高速道路～関越自動車道）
延長及び区間	延長：約 16 km 起点：東京都世田谷区宇奈根三丁目 終点：東京都練馬区大泉町四丁目
道路規格	第 2 種第 1 級（自動車専用道路）
車線数	6 車線
構造形式	本線：地下式（トンネル構造） 接続道路と連絡する連結路：嵩上式（高架構造）、地表式（平面構造）、半地下式（掘割構造）、地下式（トンネル構造）
設計速度	80 km/時
接続道路	東名高速道路（東名ジャンクション(仮称)） 中央自動車道（中央ジャンクション(仮称)） 関越自動車道（大泉ジャンクション） 東八道路（東八道路インターチェンジ(仮称)） 青梅街道（青梅街道インターチェンジ(仮称)） 目白通り（目白通りインターチェンジ(仮称)）
路線位置	図 3.2.1 参照

表 3.2.2 道路構造の種類区分（本線）

道路構造の種類区分	区分の内容	延長
地下式 (トンネル構造)	道路が 350m 以上連続して地下にある区間	約 16 km

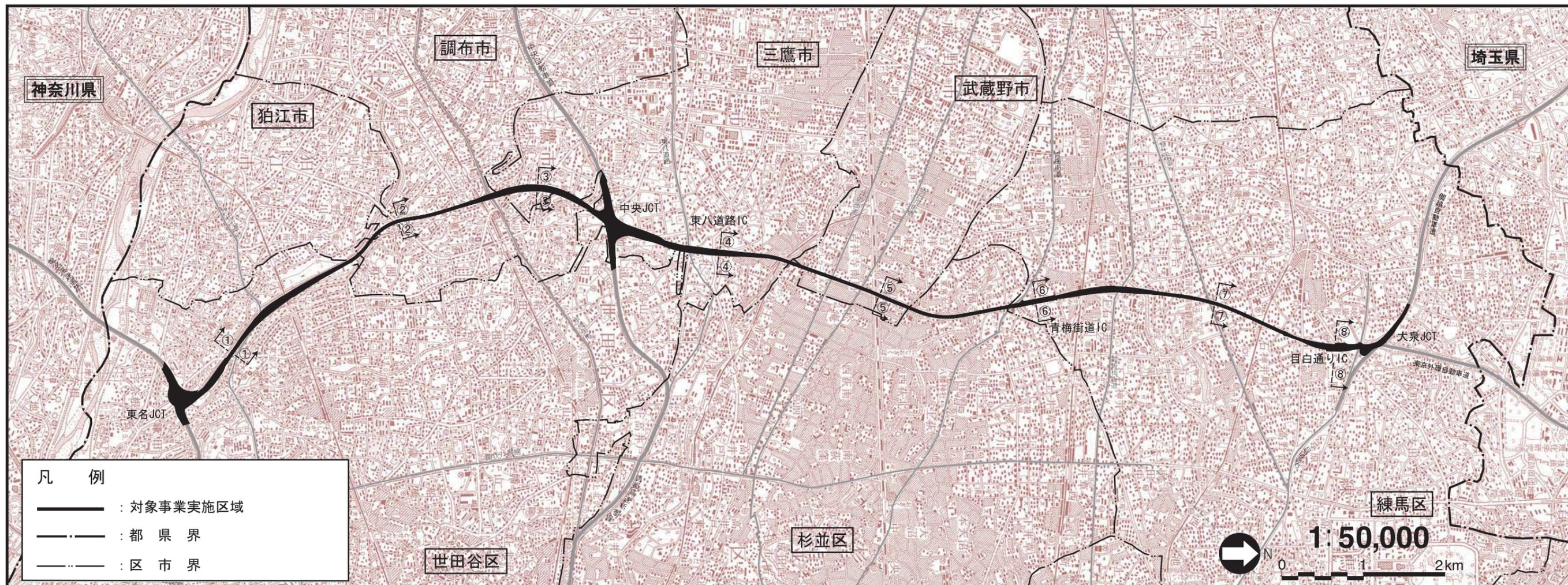
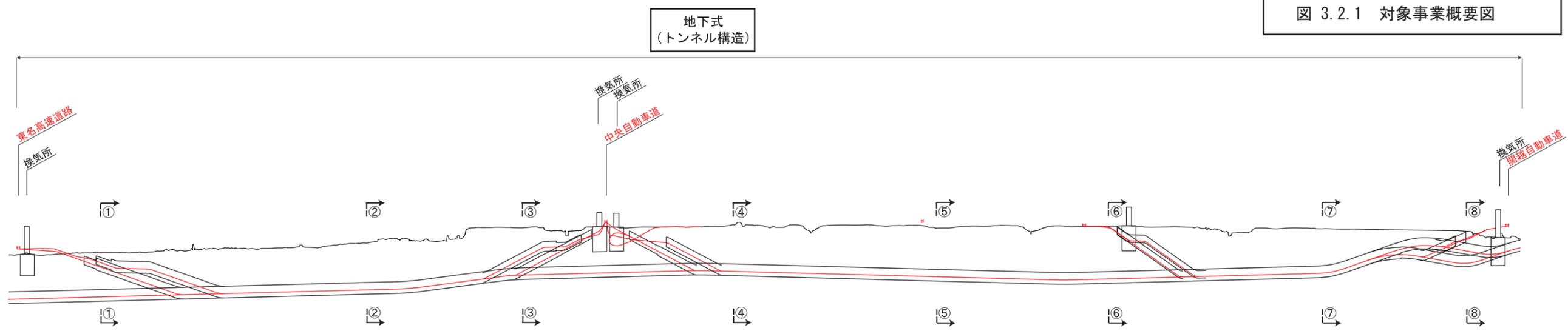
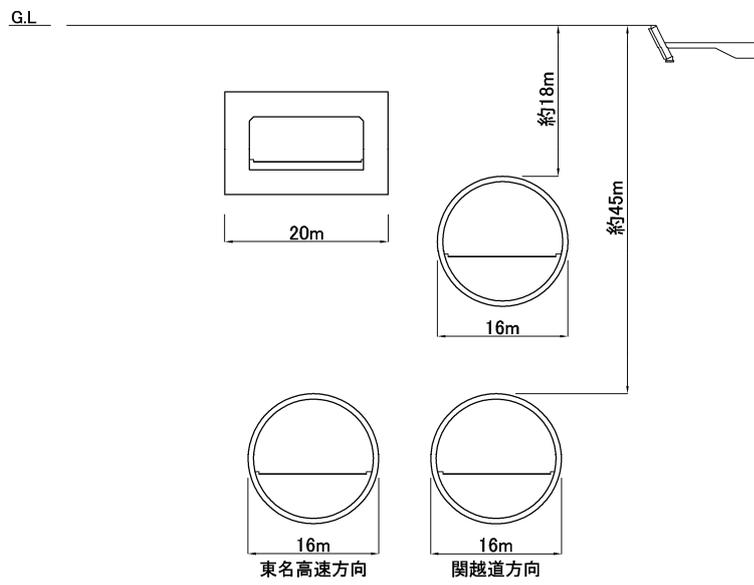
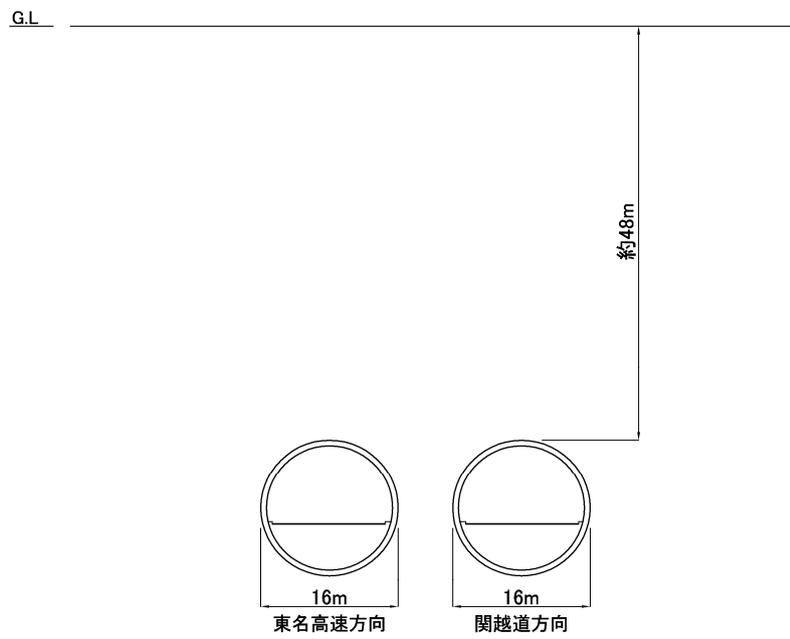


図 3.2.1 対象事業概要図



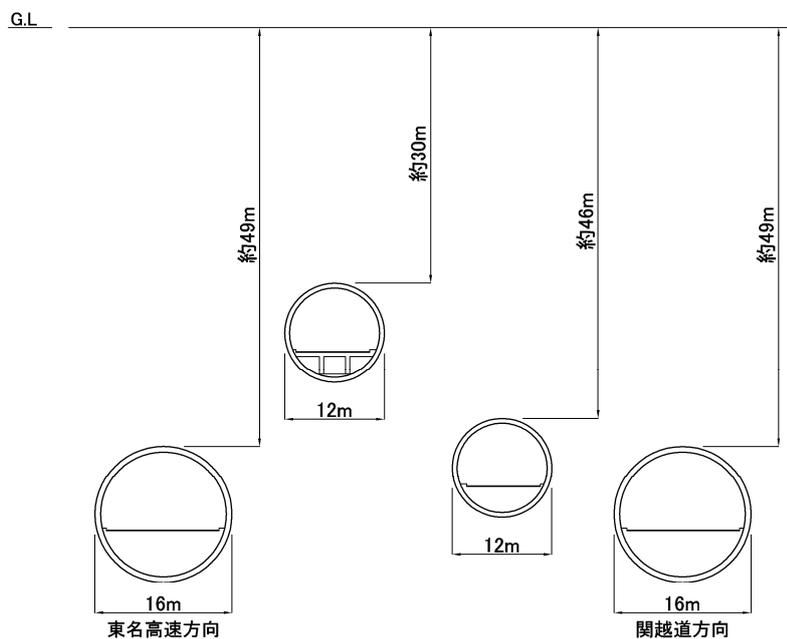


①—①断面

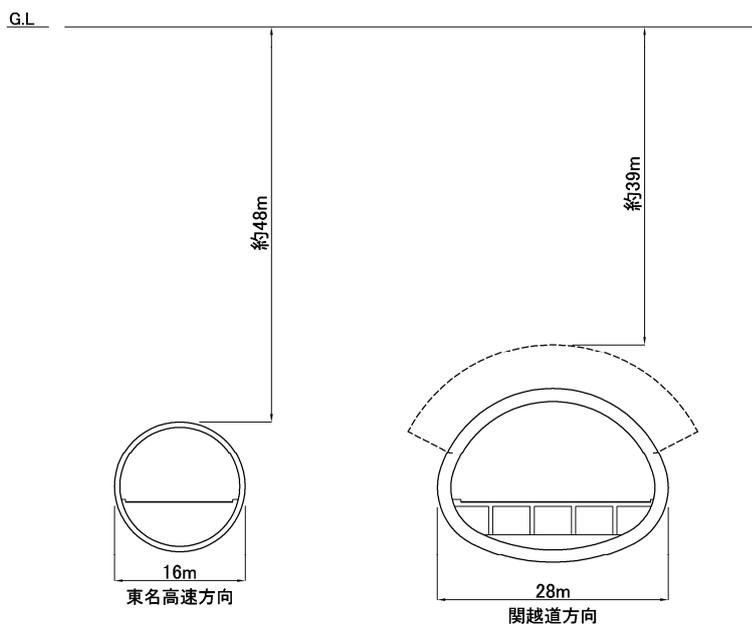


②—②断面

图 3.2.2(1) 断面图

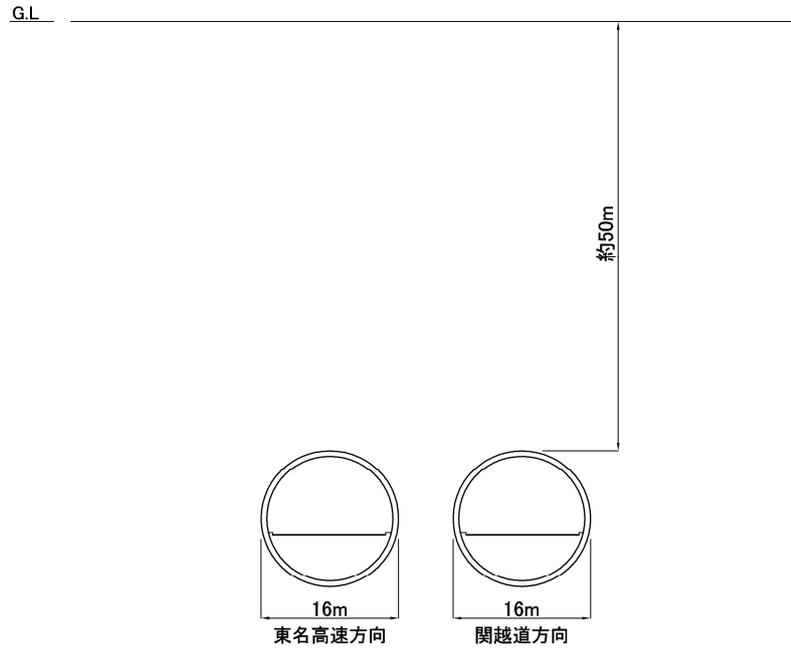


③—③断面

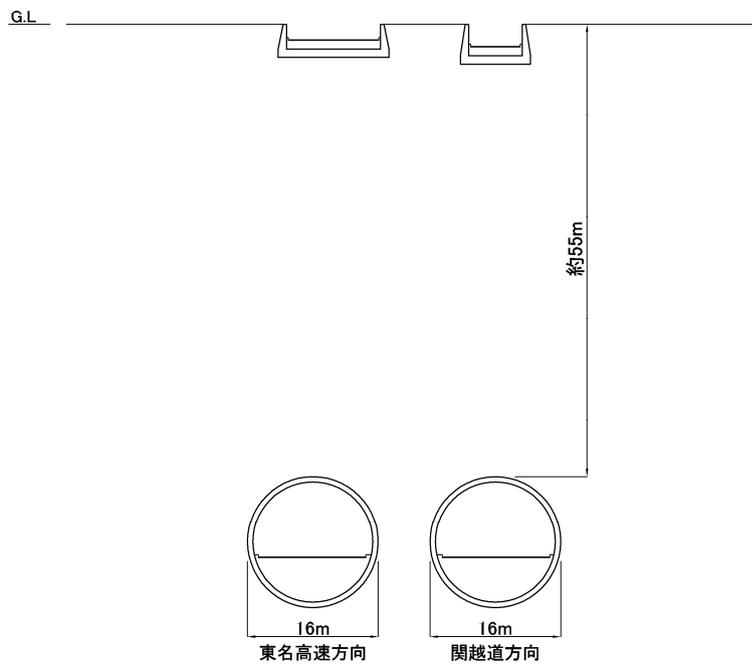


④—④断面

图 3.2.2(2) 断面图

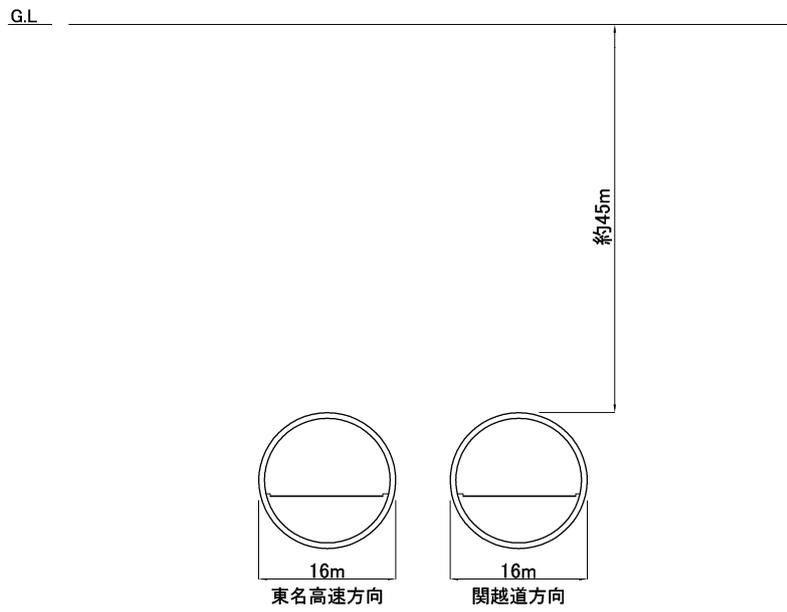


⑤—⑤断面

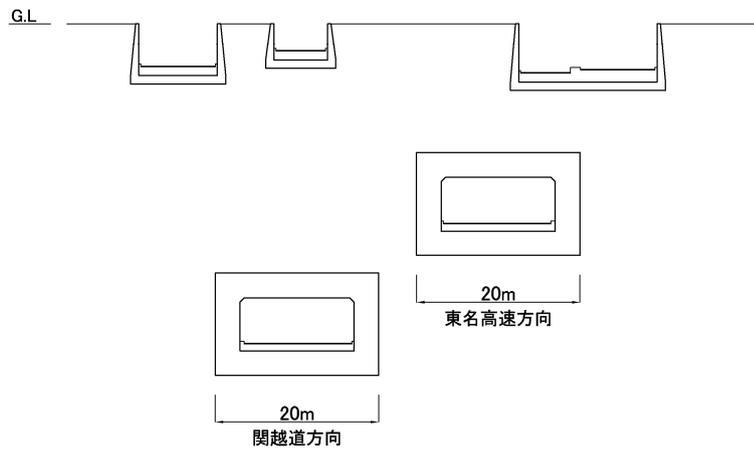


⑥—⑥断面

图 3.2.2(3) 断面图



⑦—⑦断面



⑧—⑧断面

图 3.2.2(4) 断面图

(1) 本 線

本線は、延長約 16km が地下式（トンネル構造）であり、地表面からトンネル躯体底部までの深さは最大で約 70m である。トンネルは、円形の双設シールドトンネルで計画している。

(2) ジャンクション・インターチェンジ部

計画路線の東名、中央、大泉ジャンクション及び東八道路、青梅街道、目白通りインターチェンジの連結路は、地下式（トンネル構造）、嵩上式（高架構造）、地表式（平面構造）、半地下式（掘割構造）が存在する。

掘割構造は擁壁を主体に、トンネル構造は開削トンネル及びシールドトンネルで計画している。

(3) 換気所

計画路線は、トンネルを主体に計画している。このため、外から取り込んだ空気をトンネル内に給気し、トンネル内を運転に適した環境にするための施設として、東名ジャンクション換気所、中央ジャンクション 1・2 換気所、青梅街道インターチェンジ換気所及び大泉ジャンクション換気所を設置する計画である。換気所の設置位置は図 3.2.3 に示すとおりである。

また、各換気所の高さは、周辺の地形や土地利用の状況等を踏まえて、表 3.2.3 に示す高さとした。

表 3.2.3 換気所の高さ

換気所名	高さ
東名 J C T 換気所	約 30m
中央 J C T 1 換気所	約 15m
中央 J C T 2 換気所	約 15m
青梅街道 I C 換気所	約 20m
大泉 J C T 換気所	約 30m

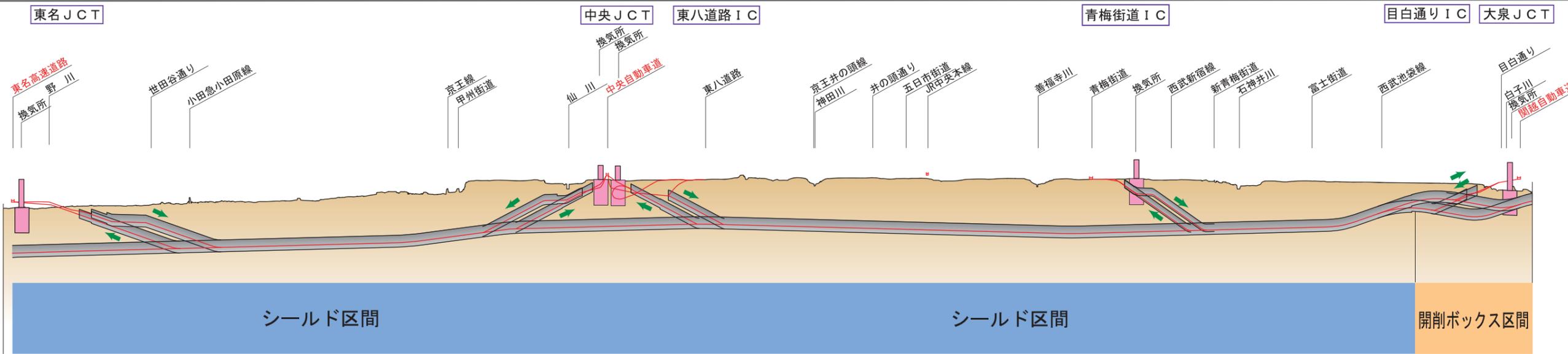
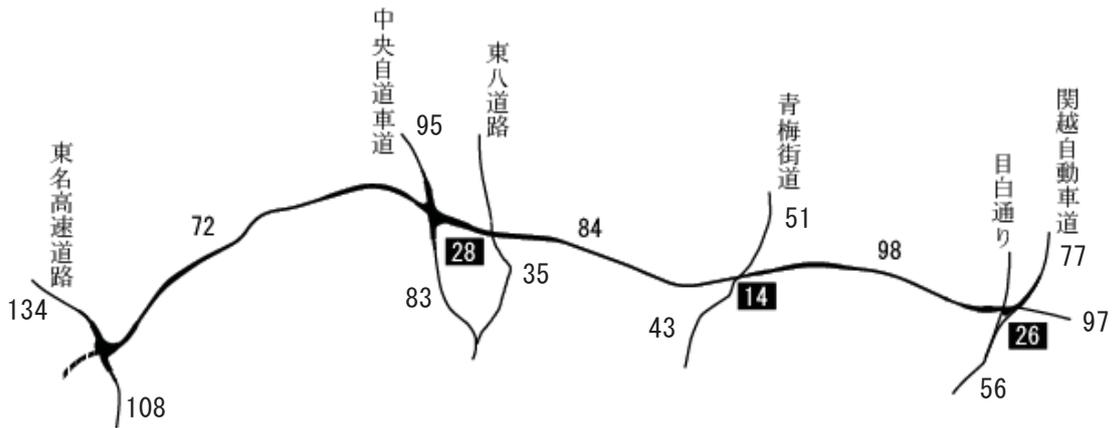


図 3.2.3 換気所設置位置図

3.2.2 対象事業に係る計画交通量

計画交通量は、「平成 11 年度道路交通センサス(全国道路交通情勢調査)」(国土交通省)を基に、計画路線の供用開始時点(平成 32 年)及び幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点(平成 42 年)について推計した。

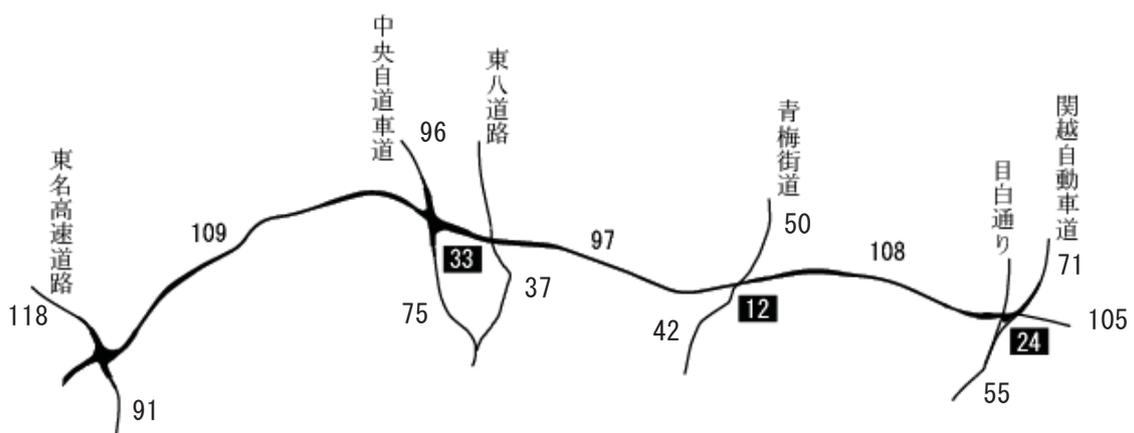
計画路線の供用開始時点(平成 32 年)及び幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点(平成 42 年)の計画交通量は、図 3.2.4 に示すとおりである。



(注) 白抜き数字は、インターチェンジの出入り交通量の合計を示す。

単位：千台/日

図 3.2.4(1) 計画交通量(平成 32 年)



(注) 白抜き数字は、インターチェンジの出入り交通量の合計を示す。

単位：千台/日

図 3.2.4(2) 計画交通量(平成 42 年)

第4章 対象事業に係る施工計画及び供用の計画

4.1 工事の概要

4.1.1 工事の概要

本事業の工事は、本線とジャンクション・インターチェンジ部に分けられ、トンネル、高架、土工、換気所の4種類から構成される。

表 4.1.1 主な工事区分の概要

道路構造の種類		工事区分		主な工種
本線	地下式	トンネル	シールド工法	立坑工、シールド工、床版工、舗装工・トンネル設備工
			NATM	シールド工(導坑)・薬液注入工、曲線パイプルーフ工、掘削・支保工、覆工、床版工、舗装工・トンネル設備工
			函体推進工法	立坑工、パイプルーフ工、函体製作工、函体推進工、床版工、舗装工・トンネル設備工
			開削工法	土留工、掘削・支保工・路面覆工、トンネル構築工、埋戻し工、舗装工・トンネル設備工
JCT・IC部	地下式	トンネル	シールド工法	立坑工、シールド工、床版工、舗装工、トンネル設備工
			NATM	シールド工(導坑)・薬液注入工、曲線パイプルーフ工、掘削・支保工、覆工、床版工、舗装工・トンネル設備工
			函体推進工法	立坑工、パイプルーフ工、函体製作工、函体推進工、床版工、舗装工・トンネル設備工
			開削工法	土留工、掘削・支保工・路面覆工、トンネル構築工、埋戻し工、舗装工・トンネル設備工
	嵩上式	高架	基礎杭工、土留工、掘削・支保工、橋脚構築工、橋桁架設工、床版工、舗装工・設備工	
半地下式及び地表式	土工	盛土工、土留工、掘削・支保工・路面覆工、擁壁構築工、舗装工・設備工		
換気所			基礎杭工、土留工・掘削・支保工、換気所構築工・換気所設備工 (基礎杭工は大泉JCT換気所のみ)	

(注) 工事区分は、「道路環境影響評価の技術手法(その1)」(平成12年11月、建設省土木研究所)を基に設定。

4.1.2 施工方法

(1) トンネル

(a) シールド工法

本工事のトンネルの大部分はシールド工法で計画している。シールド工法とは、シールドマシンを地中に推進させ、トンネルを構築する工法であり、地表面には影響がほとんどなく、安全に工事が進められることから、都市内の工事でも多用されている。この工法は、シールドマシンの発進、到達を行うための立坑をあらかじめ施工する。その後、発進立坑内部へシールドマシンを搬入、組み立てた後、発進立坑から到達地点へ向かって前面の土砂を掘削し、シールドマシンを地中に押し進めながら、鋼製あるいは鉄筋コンクリート製のセグメントと呼ばれる部材を組立て、トンネルの躯体を構築する方法である。

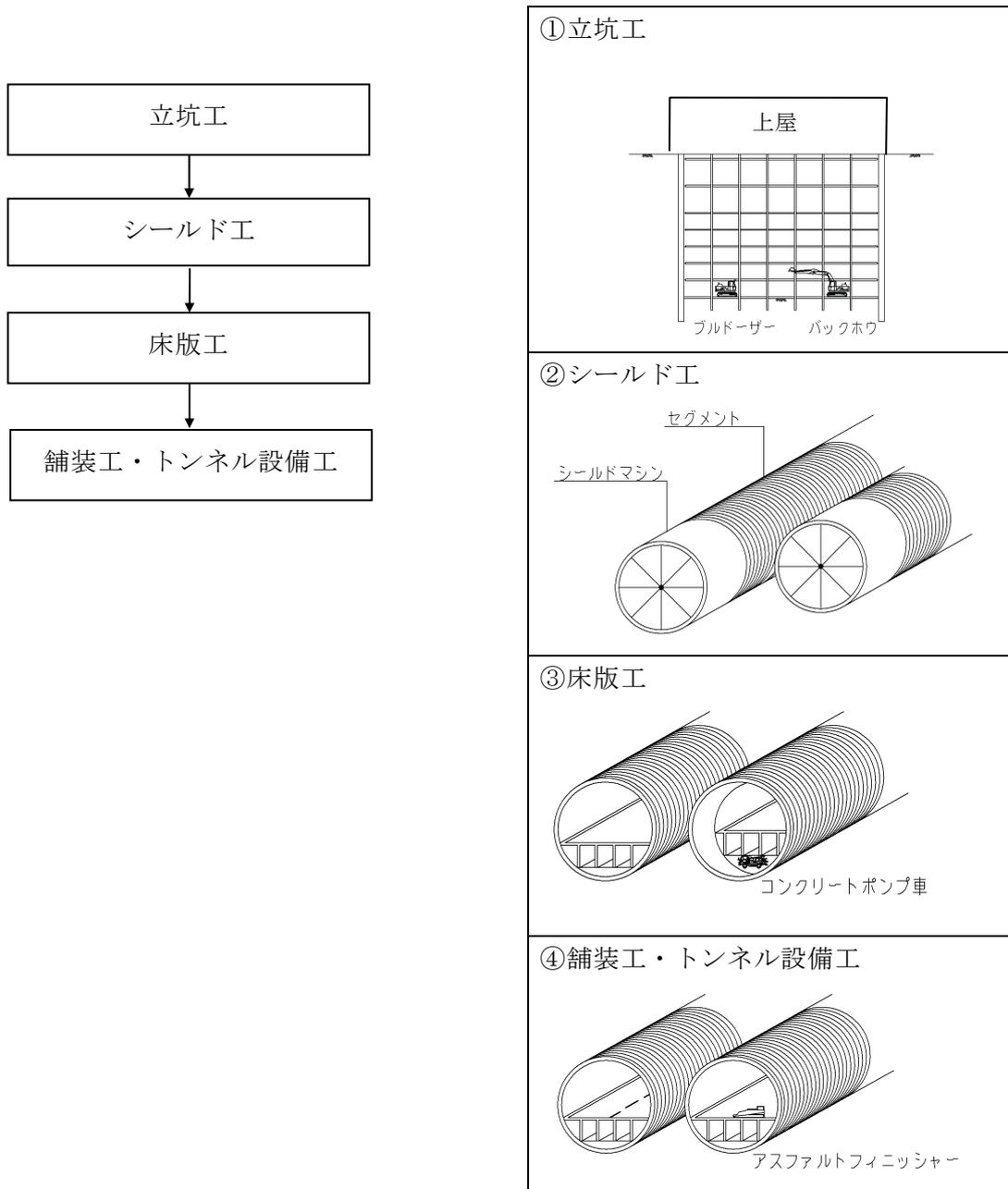


図 4.1.1 トンネル工事（シールド工法の例）の施工順序

(b) NATM

分岐合流部では本線を地中で拡幅する。施工法はNATMである。NATMとは、掘削した壁面にコンクリートを吹き付けて固め、さらにロックボルトを打設して地山と一体化させる工法である。なお、NATMでは止水のために導坑から薬液注入工もしくは凍結工法を行う。

なお、地中拡幅部の幅は、3車線ランプ部で約20m～約35m、2車線ランプ部で約20m～約30m、1車線ランプ部で約20m～約28mである。

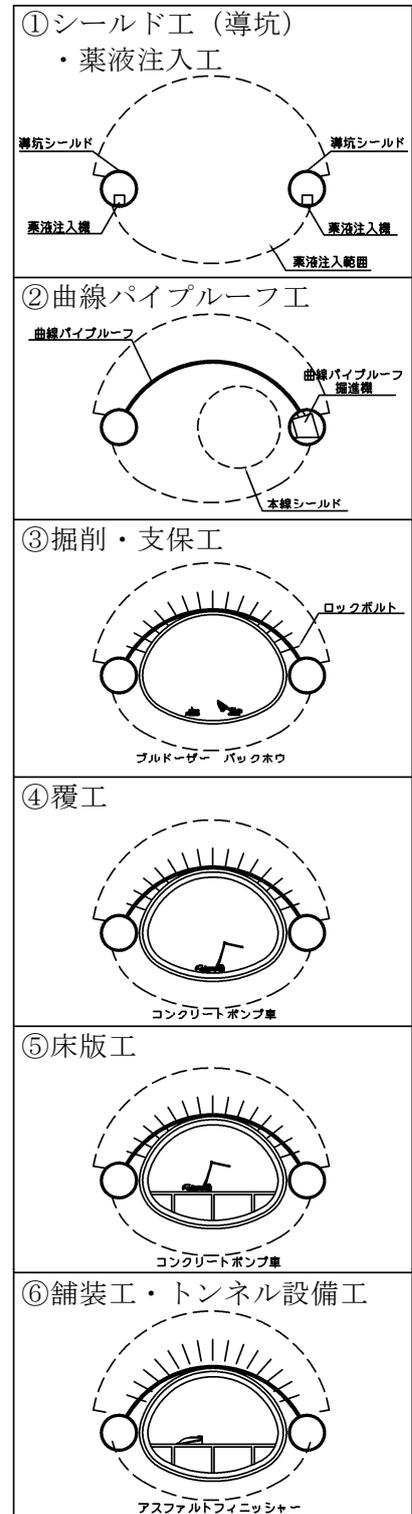
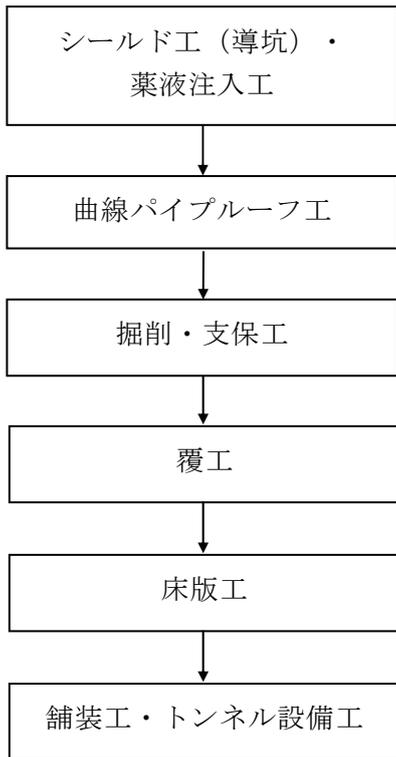


図 4.1.2 トンネル工事（NATMの例）の施工順序

(c) 函体推進工法

浅い部分で河川を横断する区間では、函体推進工法で施工する。函体推進工法とは、複数の函体を PC 部材による連結と油圧ジャッキ操作により、函体を順次推進する工法である。函体推進工法では止水のために薬液注入工法等の補助工法を用いる。なお、函体推進工法は、白子川横断部、仙川横断部での採用を予定している。

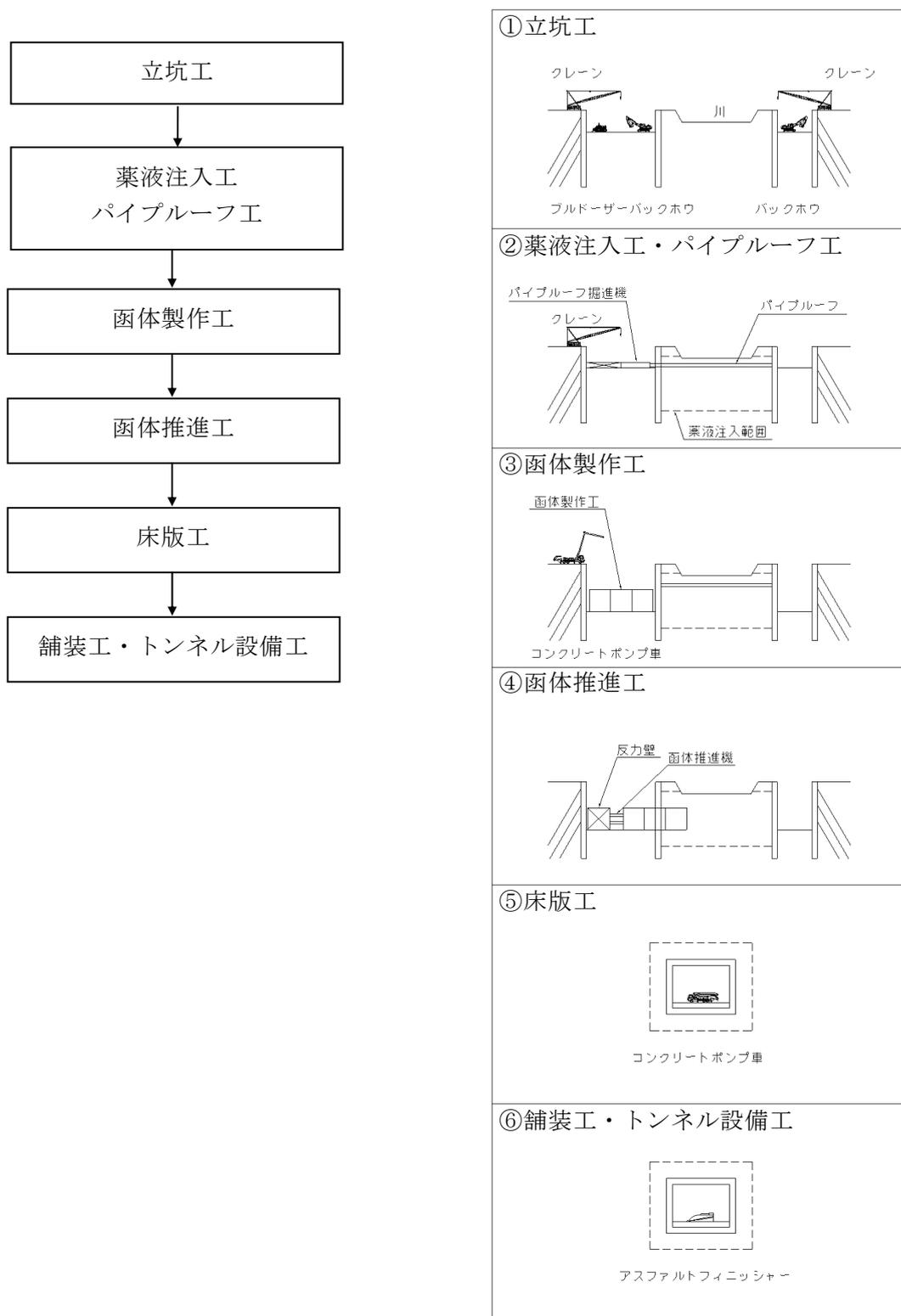


図 4.1.3 トンネル工事（函体推進工法の例）の施工順序

(d) 開削工法

開削工法とは、地上から土留壁を地中に設置しこれによって土が崩れることを防ぎながら、地上部から順次溝を掘り、所定の位置に構造物を構築した後に埋め戻す方法である。

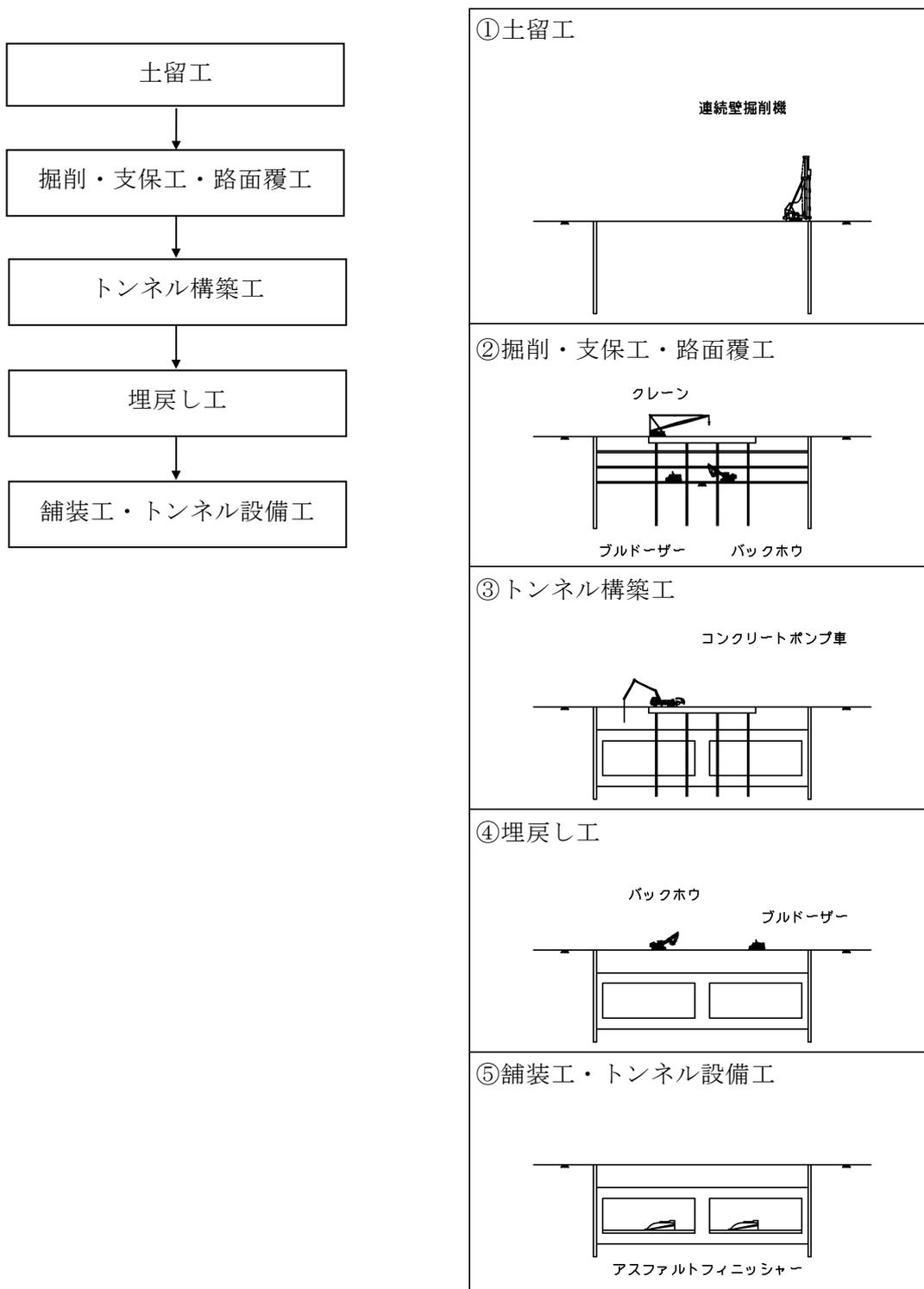


図 4.1.4 トンネル工事（開削工法の例）の施工順序

(2) 高架

高架工事は、最初に橋台・橋脚の基礎としての杭を施工し、土留め、掘削を行った後、橋台・橋脚の躯体を構築する。躯体完成後、橋桁を架設し、床版を施工した後に舗装・設備工を施工して完成となる。

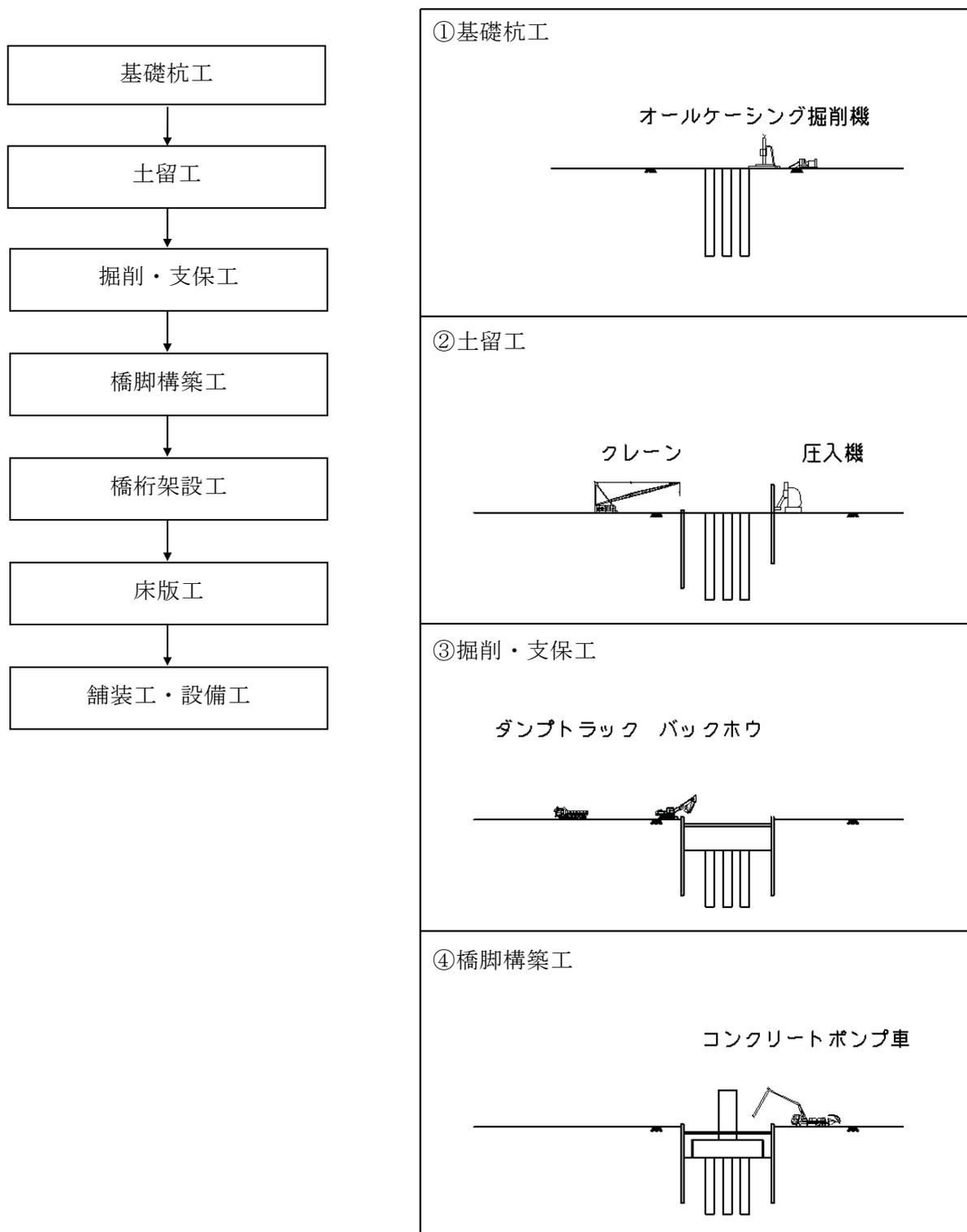


図 4.1.5(1) 高架工事の施工順序

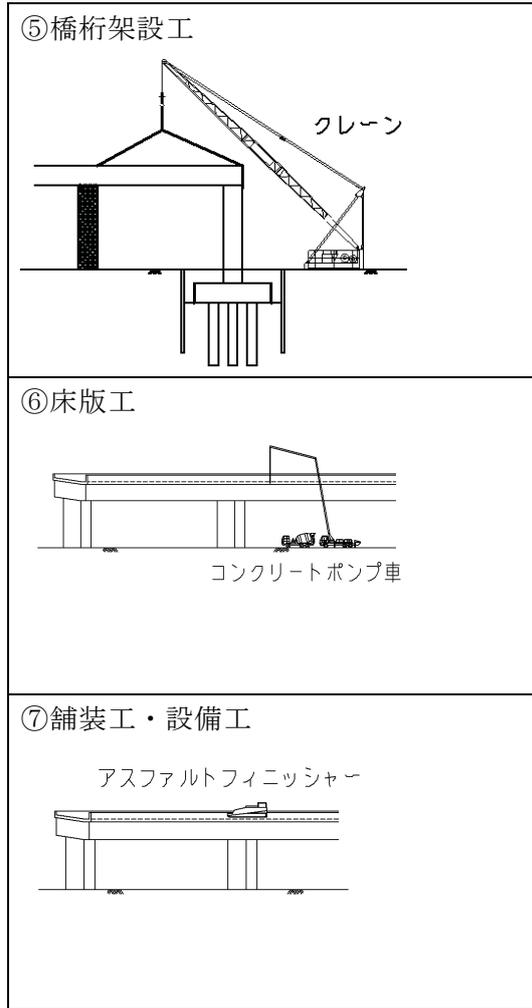


図 4.1.5(2) 高架工事の施工順序

(3) 土 工

本事業では、トンネルから高架へ切り替わる付近に土工区間がある。

ここでは、擁壁構造の施工順序について示す。

施工順序としては、土留工を行った後、路面覆工を行い掘削し擁壁を構築する。擁壁の構築後、路面覆工を撤去して舗装工、設備工を施工して完成する。

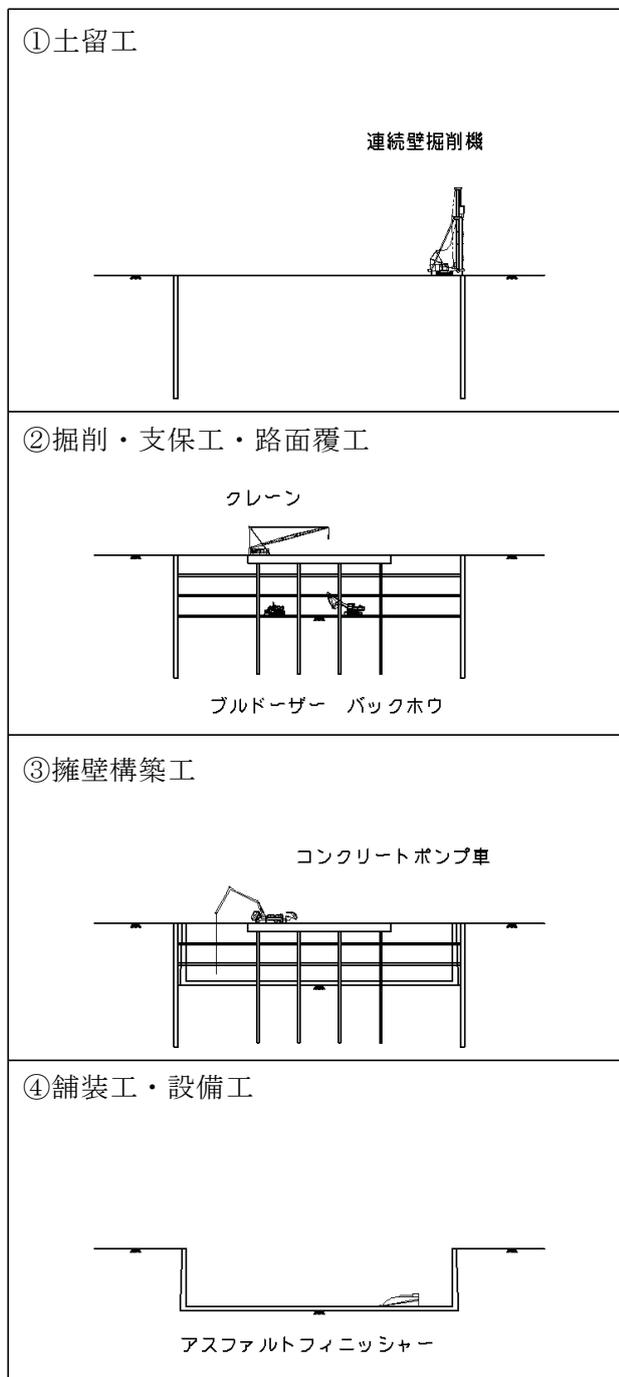
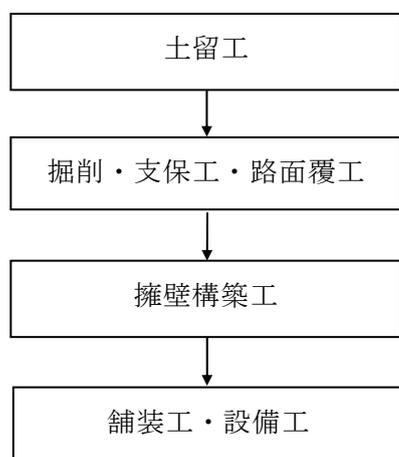
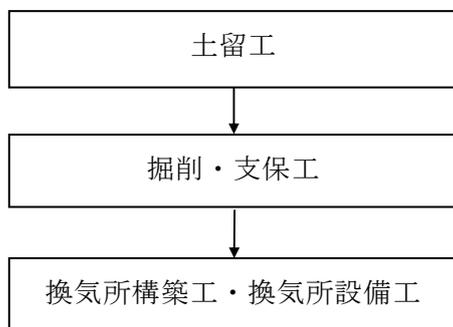


図 4.1.6 土工工事の施工順序

(4) 換気所

換気所の施工順序としては、土留工を行った後、掘削後に構造物を構築する。構造物の構築後、換気所設備工を施工して完成する。



(基礎杭工は大泉 J C T 換気所のみ)

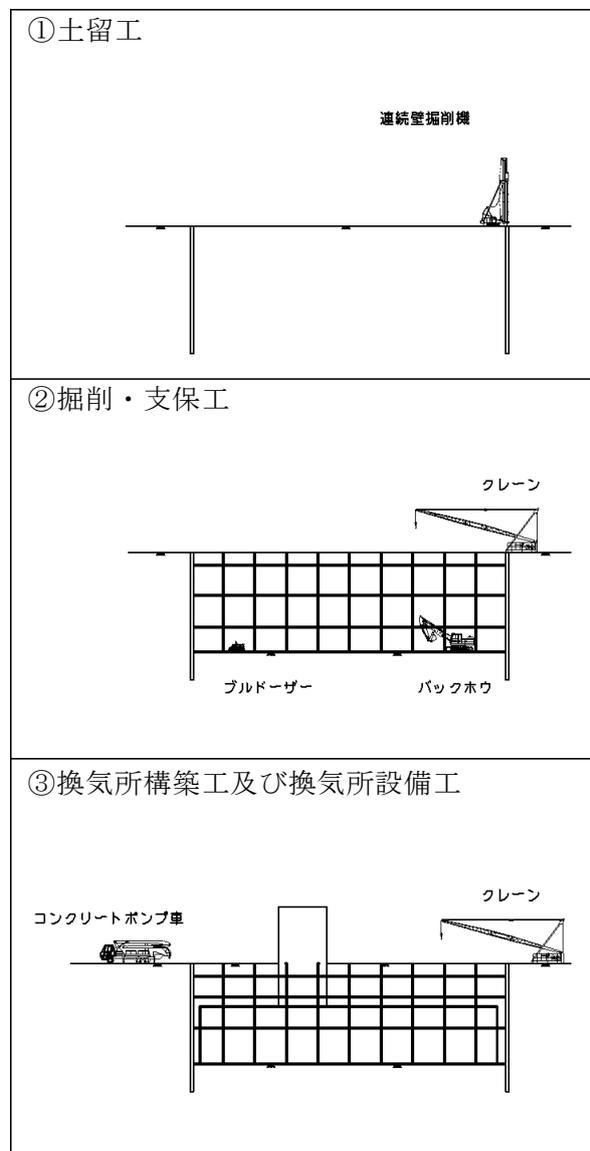


図 4.1.7 換気所の施工順序

4.1.3 工種及び作業内容

工事区分ごとの工種、作業内容及び工事に用いる主な建設機械は、表 4.1.2 に示すとおりである。

表 4.1.2(1) 工種及び作業内容（トンネル）

工事区分	工種	主な作業内容	主な建設機械	
トンネル	シールド工法	立坑工	地中連続壁工、仮設H鋼杭、掘削工(土砂掘削)、支保工、コンクリート工、埋戻工(盛土)	連続壁掘削機、バックホウ、クレーン、ブルドーザ、コンクリートポンプ車
		シールド工	シールドマシン搬入・組立工、シールド掘進・セグメント組立工	シールドマシン、泥水処理設備
		床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
	NATM	舗装工・トンネル設備工	アスファルト舗装工、トンネル設備工	アスファルトフィニッシャー
		シールド工(導坑)・薬液注入工	シールドマシン搬入・組立工、シールド掘進・セグメント組立、薬液注入工	シールドマシン、泥水処理設備、薬液注入機
		曲線パイプルーフ工	曲線パイプルーフ工	曲線パイプルーフ掘進機
		掘削・支保工	掘削工(トンネル機械掘削)	ブルドーザ、バックホウ
		覆工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
		床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
		舗装工・トンネル設備工	アスファルト舗装工、トンネル設備工	アスファルトフィニッシャー
	函体推進工法	立坑工	地中連続壁工、仮設H鋼杭、掘削工(土砂掘削)、支保工、コンクリート工、埋戻工(盛土)	バックホウ、クレーン、ブルドーザ
		パイプルーフ工	パイプルーフ工	パイプルーフ掘進機
		函体製作工	函体製作工	コンクリートポンプ車
		函体推進工	函体推進工	函体推進機
		床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
		舗装工・トンネル設備工	アスファルト舗装工、トンネル設備工	アスファルトフィニッシャー
	開削工法	土留工	地中連続壁工	連続壁掘削機
		掘削・支保工・路面覆工	掘削工(土砂掘削)、支保工、覆工	バックホウ、ブルドーザ、クレーン
		トンネル構築工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
		埋戻し工	埋戻工(盛土)	ブルドーザ、バックホウ
舗装工・トンネル設備工		アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー	

表4.1.2(2) 工種及び作業内容(高架・土工・換気所)

工事区分	工種	主な作業内容	主な建設機械
高架	基礎杭工	場所打杭工(オールケーシング)	オールケーシング掘削機など
	土留工	鋼矢板工(圧入工)	クレーン、圧入機
	掘削・支保工	掘削工(土砂掘削)、支保工	バックホウ、ダンプトラック
	橋脚構築工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
	橋桁架設工	鋼橋架設工	クレーン
	床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー
土工	盛土工	盛土工	ブルドーザ、バックホウ
	土留工	地中連続壁工	連続壁掘削機
	掘削・支保工・路面覆工	掘削工(土砂掘削)、支保工、覆工	バックホウ、ブルドーザ、クレーン
	擁壁構築工	支保工、コンクリート工	コンクリートポンプ車
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー
換気所	基礎杭工(大泉JCT換気所のみ)	場所打杭工(オールケーシング)	オールケーシング掘削機など
	土留工	地中連続壁工	連続壁掘削機
	掘削・支保工	掘削工(土砂掘削)、支保工	バックホウ、ブルドーザ、クレーン
	換気所構築工・換気所設備工	コンクリート工	クレーン、コンクリートポンプ車

4.2 作業工程表

作業工程表は、表4.2.1に示すとおりである。

表4.2.1 作業工程表

工事区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
用地買収		■										
準備工			■									
トンネル				■								
高架				■							■	
土工				■							■	
換気所				■								

(注) 作業工程表は、別添資料により変更する。

第5章 事後調査の計画

5.1 大気質

5.1.1 工事の施工中

(1) 建設機械の稼動に係る粉じん等

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼動に係る降下ばいじん量とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る粉じん等の予測地域（表 5.1.1 及び図 5.1.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される工事（環境影響評価書における予測対象とした工種）が実施される時期を含む1年間の四季（各1ヶ月）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る粉じん等の予測地点（表 5.1.1 及び図 5.1.1 参照）の地上3.0mとする。

表 5.1.1 大気質の調査地点（工事の施工中：建設機械の稼動に係る粉じん等）

調査地域	調査地点番号	ユニット	調査地点
東名 J C T 周辺	1	路体・路床盛土	世田谷区大蔵5丁目
	2	オールケーシング	世田谷区喜多見5丁目
	3	土砂掘削	世田谷区喜多見6丁目
中央 J C T ・ 東八道路 I C 周辺	4	オールケーシング	三鷹市北野4丁目①
	5	路体・路床盛土	世田谷区給田5丁目
	6	土砂掘削	三鷹市北野4丁目②
	7	土砂掘削	三鷹市北野1丁目
青梅街道 I C 周辺	8	土砂掘削	練馬区関町南1丁目
	9	土砂掘削	練馬区上石神井南町
大泉 J C T ・ 目白通り I C 周辺	10	土砂掘削	練馬区東大泉2丁目
	11	オールケーシング	練馬区大泉町5丁目
	12	オールケーシング	練馬区大泉町4丁目

(注) 具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「衛生試験法・注解（2010）」（2010年、日本薬学会）に基づくダストジャー法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼動状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

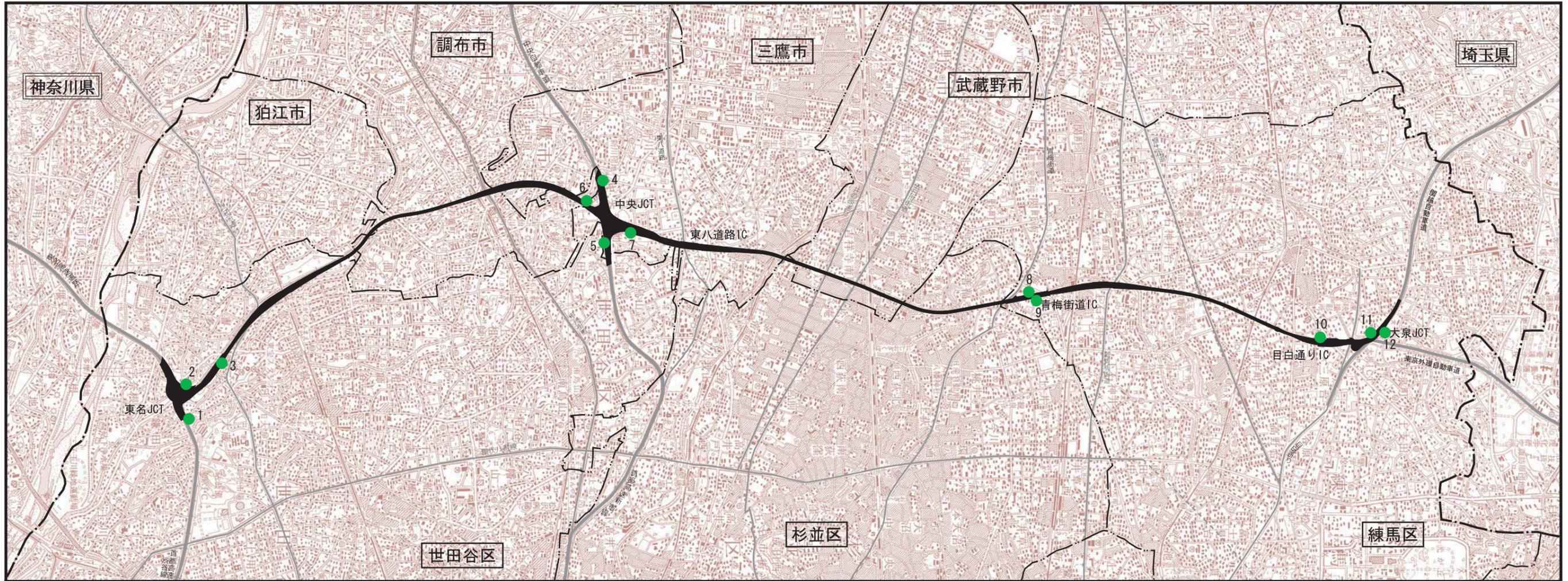
調査時点は、環境の調査と同様とする。調査期間は、環境の調査の期間中の代表的な1日とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	建設機械の稼動に係る粉じん等の調査地点



図5.1.1 建設機械の稼動に係る粉じん等の調査地点

(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」という。）の運行に係る降下ばいじん量とする。

(i) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る粉じん等の予測地域（表 5.1.2 及び図 5.1.2 参照）とする。

(v) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される時期（調査地点ごとの工事用車両の平均日交通量が最大となる時期）を含む1年間の四季（各1ヶ月）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る粉じん等の予測地点（表 5.1.2 及び図 5.1.2 参照）の地上3.0mとする。

表 5.1.2 大気質の調査地点（工事の施工中：工事用車両の運行に係る粉じん等）

調査地域	調査地点番号	対象道路	調査地点
東名 J C T 周辺	1	東名高速道路	世田谷区大蔵5丁目、大蔵6丁目
	2		世田谷区宇奈根3丁目、喜多見3丁目
	3	多摩堤通り	世田谷区喜多見5丁目
	4	世田谷通り	世田谷区成城1丁目、喜多見6丁目
	5		世田谷区成城3丁目、喜多見7丁目
中央 J C T ・ 東八道路 I C 周辺	6	中央自動車道	世田谷区北烏山8丁目、北烏山9丁目
	7		調布市緑ヶ丘1丁目、新川2丁目
	8	吉祥寺通り	三鷹市北野3丁目、北野4丁目
	9		三鷹市北野4丁目
青梅街道 I C 周辺	10	青梅街道	練馬区関町南1丁目、関町南2丁目
	11		杉並区善福寺3丁目、上井草4丁目
大泉 J C T ・ 目白通り I C 周辺	12	関越自動車道	練馬区大泉町4丁目、大泉町5丁目
	13	目白通り	練馬区大泉町2丁目、東大泉2丁目

(注) 具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「衛生試験法・注解（2010）」（2010年、日本薬学会）に基づくダストジャー法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

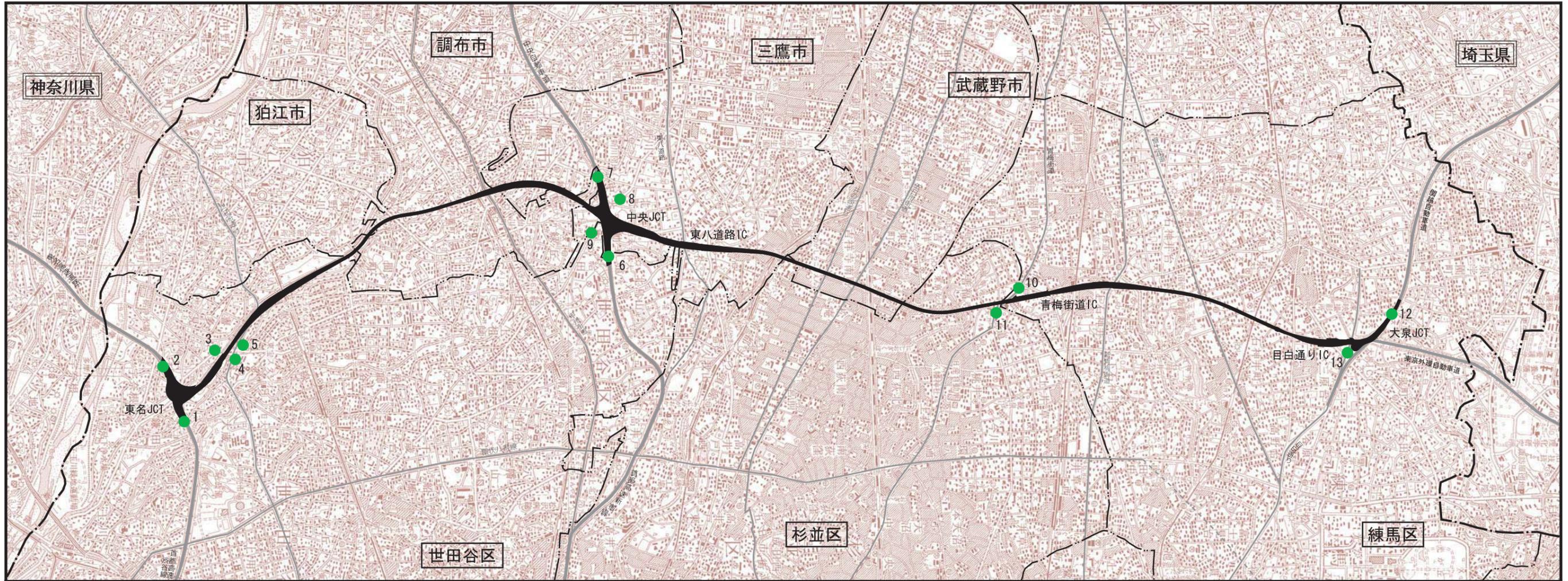
調査時点は、環境の調査と同様とする。調査期間は、環境の調査の期間中の代表的な1日とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の調査地点



図5.1.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の調査地点

(3) 建設機械の稼動に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼動に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地域（表 5.1.3 及び図 5.1.3 参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される工事（環境影響評価書における予測対象とした工種）が実施される時期を含む1年間の四季（各1週間）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地点（表 5.1.3 及び図 5.1.3 参照）の地上 1.5m（二酸化窒素）及び地上 3.0m（浮遊粒子状物質）とする。

表 5.1.3 大気質の調査地点（工事の施工中：建設機械の稼動に係る大気質）

調査地域	調査地点番号	ユニット	調査地点
東名 JCT 周辺	1	路体・路床盛土	世田谷区大蔵 5 丁目
	2	オールケーシング	世田谷区喜多見 5 丁目
	3	地中連続壁	世田谷区喜多見 6 丁目
中央 JCT・東八道路 IC 周辺	4	オールケーシング	三鷹市北野 4 丁目①
	5	路体・路床盛土	世田谷区給田 5 丁目
	6	土砂掘削	三鷹市北野 4 丁目②
	7	土砂掘削	三鷹市北野 1 丁目
青梅街道 IC 周辺	8	地中連続壁	練馬区関町南 1 丁目
	9	地中連続壁	練馬区上石神井南町
大泉 JCT・目白通り IC 周辺	10	土砂掘削	練馬区東大泉 2 丁目
	11	オールケーシング	練馬区大泉町 5 丁目
	12	オールケーシング	練馬区大泉町 4 丁目

(注) 具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、表 5.1.4 に示すとおりである。

表 5.1.4 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査方法

調査事項	調査方法	測定機器名
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日、環境庁告示第38号 改正：平成8年10月25日、環境庁告示第74号）に基づくザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法（JIS B 7953）による調査方法	窒素酸化物自動計測機器
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号 改正：平成8年10月25日、環境庁告示第73号）に基づくβ線吸収法（JIS B 7954）による調査方法	浮遊粒子状物質自動計測機器

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼動状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(5) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

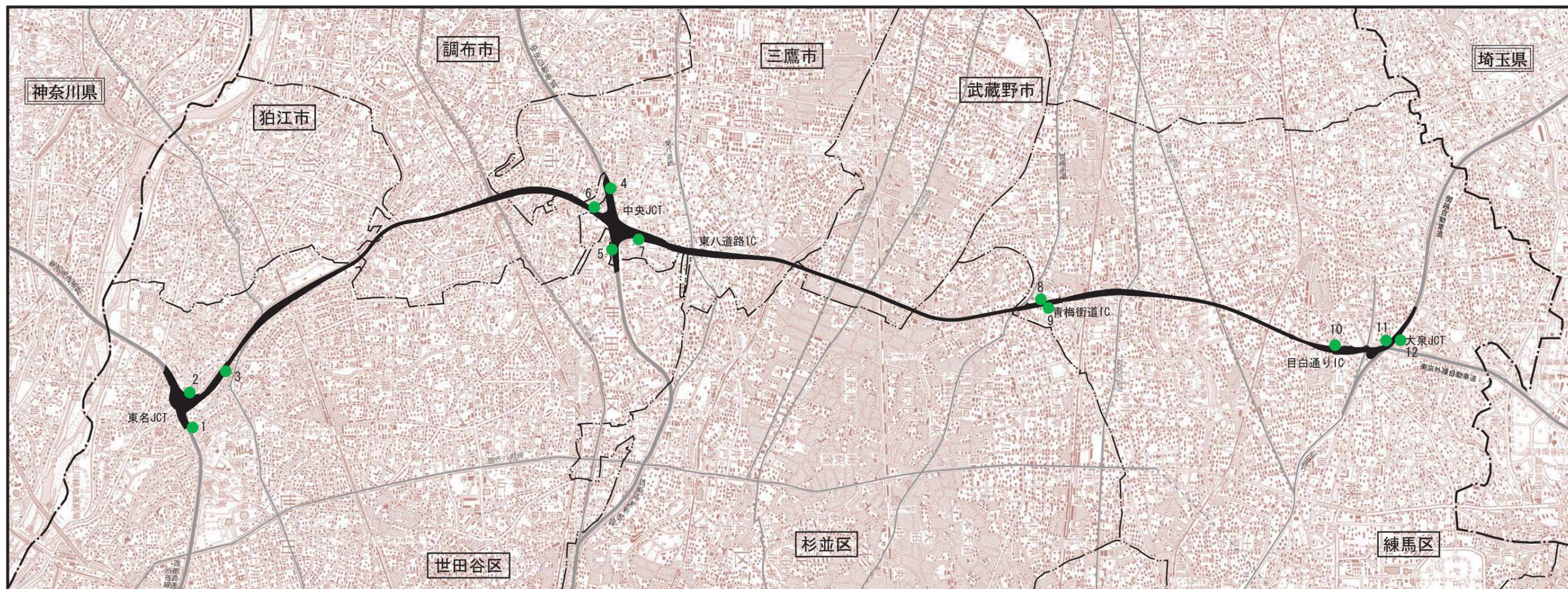
調査時点は、環境の調査と同様とする。調査期間は、環境の調査の期間中の代表的な1日とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	建設機械の稼動に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点

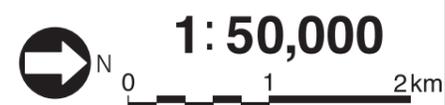


図5.1.3 建設機械の稼動に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点

(4) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事用車両の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）とする。

(i) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地域（表 5.1.5 及び図 5.1.4 参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される時期（調査地点ごとの工事用車両の平均日交通量が最大となる時期）を含む1年間の四季（各1週間）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地点（表 5.1.5 及び図 5.1.4 参照）の地上 1.5m（二酸化窒素）及び地上 3.0m（浮遊粒子状物質）とする。

表 5.1.5 大気質の調査地点（工事の施工中：工事用車両の運行に係る大気質）

調査地域	調査地点番号	対象道路	調査地点
東名 JCT 周辺	1	東名高速道路	世田谷区大蔵 5 丁目、大蔵 6 丁目
	2		世田谷区宇奈根 3 丁目、喜多見 3 丁目
	3	多摩堤通り	世田谷区喜多見 5 丁目
	4	世田谷通り	世田谷区成城 1 丁目、喜多見 6 丁目
	5		世田谷区成城 3 丁目、喜多見 7 丁目
中央 JCT・東八道路 IC 周辺	6	中央自動車道	世田谷区北烏山 8 丁目、北烏山 9 丁目
	7		調布市緑ヶ丘 1 丁目、新川 2 丁目
	8	吉祥寺通り	三鷹市北野 3 丁目、北野 4 丁目
	9		三鷹市北野 4 丁目
青梅街道 IC 周辺	10	青梅街道	練馬区関町南 1 丁目、関町南 2 丁目
	11		杉並区善福寺 3 丁目、上井草 4 丁目
大泉 JCT・目白通り IC 周辺	12	関越自動車道	練馬区大泉町 4 丁目、大泉町 5 丁目
	13	目白通り	練馬区大泉町 2 丁目、東大泉 2 丁目

(注) 具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、表 5.1.4 に示したとおりである。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

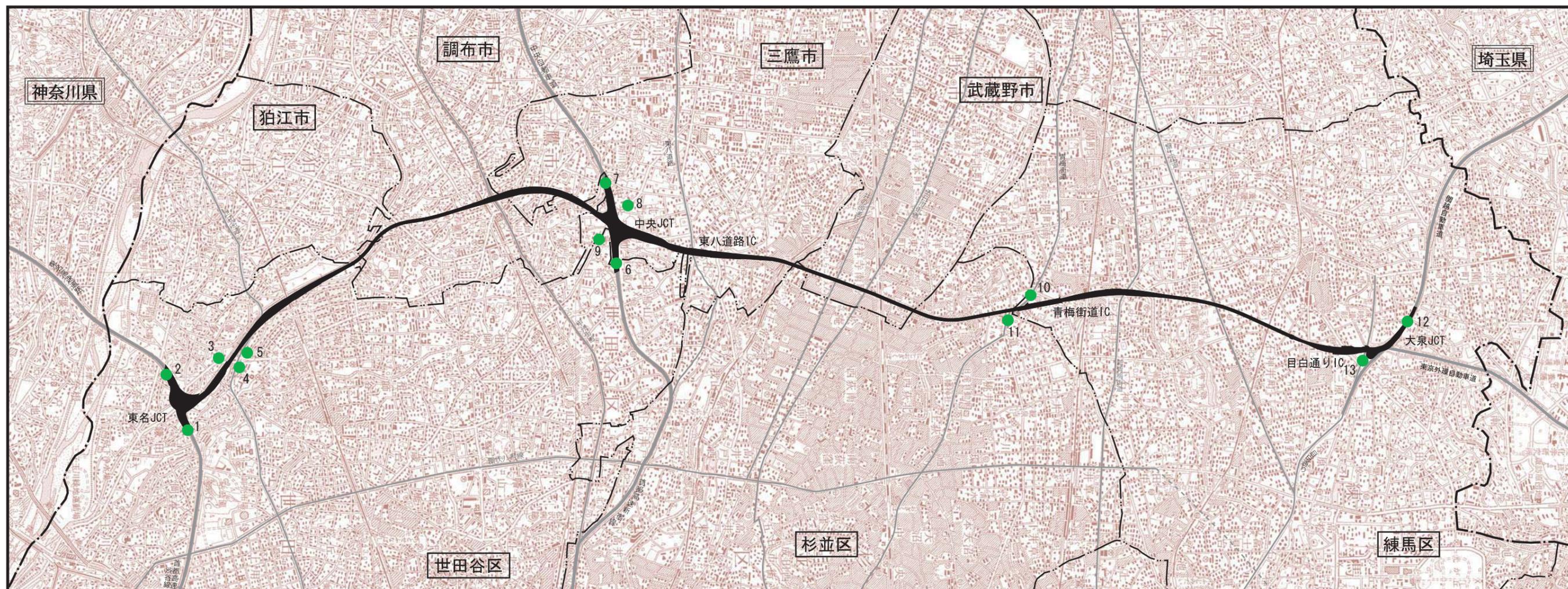
調査時点は、環境の調査と同様とする。調査期間は、環境の調査の期間中の代表的な1日とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点



図5.1.4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点

5.1.2 工事の完了後

(1) 自動車の走行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、自動車の走行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における自動車の走行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地域（表 5.1.6 及び図 5.1.5 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間は年間を通した大気質の状況が把握できる四季（各 1 週間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成 32 年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成 42 年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における自動車の走行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地点（表 5.1.6 及び図 5.1.5 参照）の地上 1.5m（二酸化窒素）及び地上 3.0m（浮遊粒子状物質）とする。

表 5.1.6 大気質の調査地点（工事の完了後：自動車の走行に係る大気質）

調査地域	調査地点 番号	調査地点
東名 JCT 周辺	1	世田谷区喜多見 6 丁目①（東名 JCT 連結路沿道）
	2	世田谷区大蔵 5 丁目①（東名高速道路沿道）
	3	世田谷区大蔵 6 丁目（東名高速道路沿道）
	4	世田谷区喜多見 3 丁目（東名高速道路沿道）
	5	世田谷区宇奈根 3 丁目（東名高速道路沿道）
	6	世田谷区大蔵 5 丁目②（東名 JCT 連結路沿道）
	7	世田谷区喜多見 6 丁目②（東名 JCT 連結路沿道）
中央 JCT・ 東八道路 IC 周辺	8	三鷹市北野 4 丁目①（中央 JCT・東八道路 IC 連結路沿道）
	9	三鷹市北野 4 丁目②（中央 JCT・東八道路 IC 連結路沿道）
	10	三鷹市北野 1 丁目①（中央 JCT・東八道路 IC 連結路沿道）
	11	三鷹市北野 3 丁目（中央 JCT・東八道路 IC 連結路沿道）
	12	三鷹市北野 2 丁目①（中央 JCT・東八道路 IC 連結路沿道）
	13	三鷹市北野 2 丁目②（中央 JCT・東八道路 IC 連結路沿道）
	14	世田谷区給田 5 丁目（中央自動車道沿道）
	15	三鷹市北野 1 丁目②（中央自動車道沿道）
	16	調布市緑ヶ丘 1 丁目（中央自動車道沿道）
	17	三鷹市北野 4 丁目③（中央自動車道沿道）
18	三鷹市北野 4 丁目④（中央 JCT・東八道路 IC 連結路沿道）	
青梅街道 IC 周辺	19	練馬区関町南 1 丁目①（青梅街道 IC 連結路沿道）
	20	練馬区関町南 1 丁目②（青梅街道 IC 連結路沿道）
	21	練馬区関町南 1 丁目③（青梅街道 IC 連結路沿道）
大泉 JCT・ 目白通り IC 周辺	22	練馬区東大泉 2 丁目①（大泉 JCT・目白通り IC 連結路沿道）
	23	練馬区東大泉 2 丁目②（大泉 JCT・目白通り IC 連結路沿道）
	24	練馬区大泉町 5 丁目（関越自動車道沿道）
	25	練馬区大泉町 4 丁目（関越自動車道沿道）

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

（iii） 調査方法

調査方法は、表 5.1.7 に示したとおりである。

表 5.1.7 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査方法

調査事項	調査方法	測定機器名
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日、環境庁告示第38号 改正：平成8年10月25日、環境庁告示第74号）に基づくザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法（JIS B 7953）による調査方法	窒素酸化物自動計測機器
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号 改正：平成8年10月25日、環境庁告示第73号）に基づくβ線吸収法（JIS B 7954）による調査方法	浮遊粒子状物質自動計測機器

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、車種別交通量及び環境保全措置の実施状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

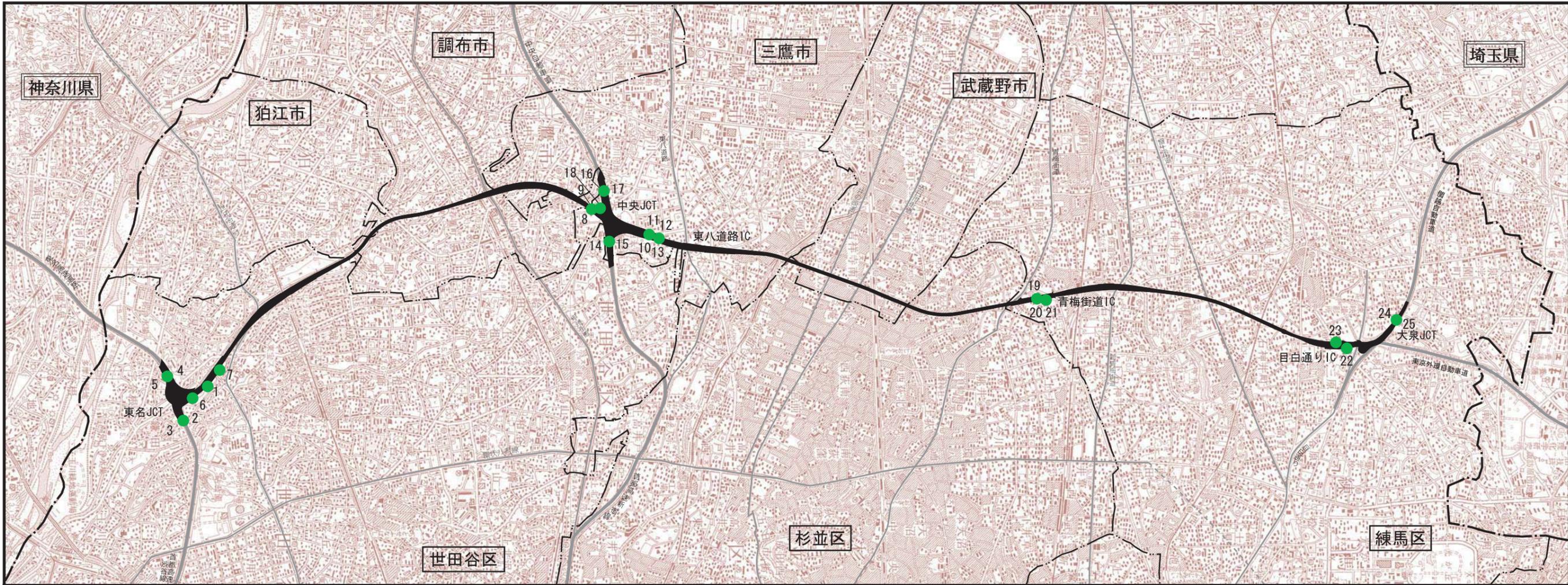
調査時点は、環境の調査と同様とする。調査期間は、環境の調査の期間中の代表的な1日とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	自動車の走行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点



図5.1.5 自動車の走行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点

(2) 換気所の供用に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の供用に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における換気所の供用に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地域（表 5.1.8、表 5.1.9 及び図 5.1.6 参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間は年間を通じた大気質の状況が把握できる四季（各 1 週間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成 32 年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成 42 年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における換気所の供用に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測地点（最大着地濃度出現地点、表 5.1.8、表 5.1.9 及び図 5.1.6 参照）近傍の地上 1.5m（二酸化窒素）及び地上 3.0m（浮遊粒子状物質）とする。

表 5.1.8 大気質の調査地点（工事の完了後：平成 32 年）

調査地域	調査地点 番号	調査地点		
		方位	換気塔からの距離（m）	
			二酸化窒素	浮遊粒子状物質
東名 J C T 換気所周辺	1	北北東	870	870
中央 J C T 1、2 換気所周辺	2	北	750	720
青梅街道 I C 換気所周辺	3	南南東	1,130	1,130
大泉 J C T 換気所周辺	4	南	1,200	1,200

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

表 5.1.9 大気質の調査地点（工事の完了後：平成 42 年）

調査地域	調査地点 番号	調査地点		
		方位	換気塔からの距離（m）	
			二酸化窒素	浮遊粒子状物質
東名 J C T 換気所周辺	5	北北東	870	870
中央 J C T 1、2 換気所周辺	6	北	810	810
青梅街道 I C 換気所周辺	7	南南東	940	940
大泉 J C T 換気所周辺	8	南	1,200	1,200

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、表 5.1.7 に示したとおりである。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の換気施設の諸元及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は、環境の調査と同様とする。調査期間は、環境の調査の期間中の代表的な 1 日とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
○	換気所の供用に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点 (H32)
□	換気所の供用に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点 (H42)
▲	換気所

(注) 具体的な調査地点は、測定器材の設置可能な地点とする。



図5.1.6 換気所の供用に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の調査地点

5.2 騒音

5.2.1 工事の施工中

(1) 建設機械の稼動に係る騒音

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼動に係る騒音（騒音レベルの90%レンジ上端値（ L_{A5} ））とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る騒音（騒音レベルの90%レンジ上端値（ L_{A5} ））の予測地域（表5.2.1及び図5.2.1参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される工事（環境影響評価書における予測対象とした工種）が実施される時期の代表的な1日の昼間（7時～19時）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る騒音（騒音レベルの90%レンジ上端値（ L_{A5} ））の予測地点（表5.2.1及び図5.2.1参照）とする。

表 5.2.1 騒音の調査地点（工事の施工中：建設機械の稼動）

調査地域	調査地点番号	ユニット	調査地点
東名 J C T 周辺	1	盛土（路体、路床）	世田谷区大蔵 5 丁目
	2	鋼橋架設	世田谷区喜多見 5 丁目
	3	地中連続壁	世田谷区喜多見 6 丁目①
	4	盛土（路体、路床）	世田谷区喜多見 6 丁目②
中央 J C T ・ 東八道路 I C 周辺	5	鋼橋架設	三鷹市北野 4 丁目
	6	盛土（路体、路床）	世田谷区給田 5 丁目
	7	地中連続壁	調布市緑ヶ丘 1 丁目
	8	盛土（路体、路床）	三鷹市北野 1 丁目
青梅街道 I C 周辺	9	地中連続壁	練馬区関町南 1 丁目
	10		練馬区上石神井南町
大泉 J C T ・ 目白通り I C 周辺	11	盛土（路体、路床）	練馬区石神井町 8 丁目
	12		練馬区東大泉 2 丁目
	13	鋼橋架設	練馬区大泉町 5 丁目
	14		練馬区大泉町 4 丁目

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日、厚生省・建設省告示第 1 号 改正：平成 12 年 3 月 28 日、環境庁告示第 16 号）に規定された騒音の測定方法（JIS Z 8731）とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(5) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

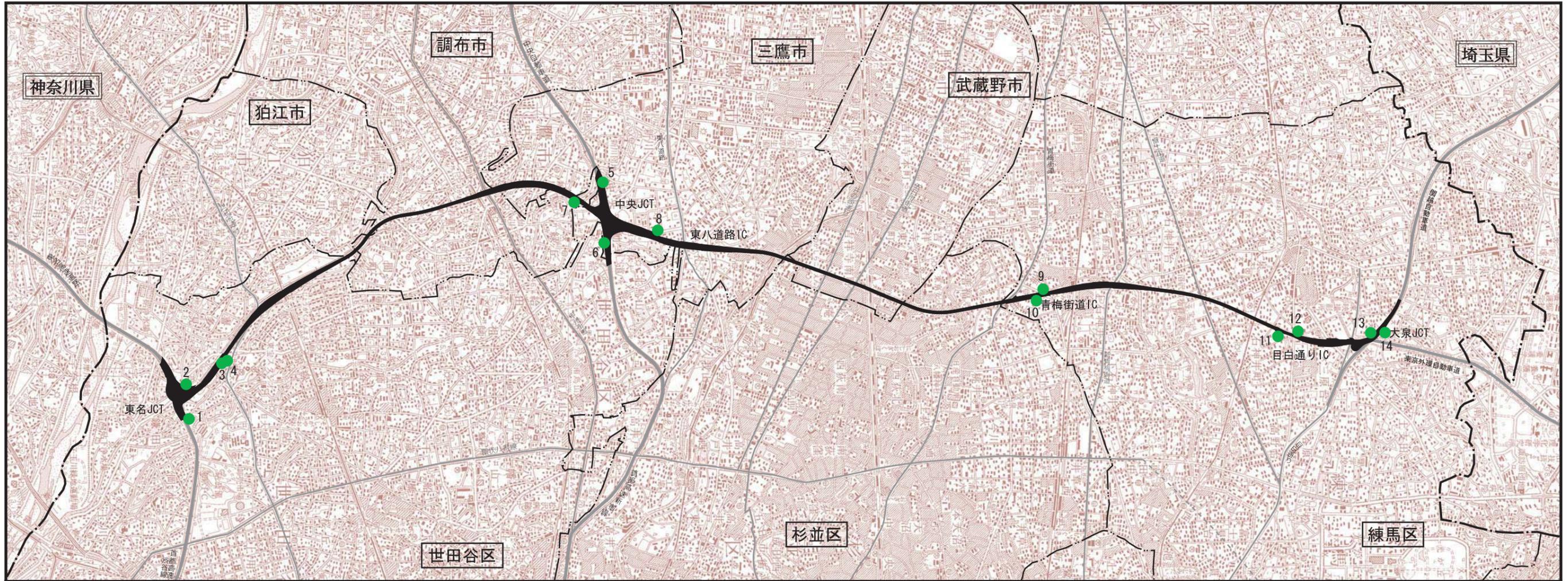
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都 県 界
- : 区 市 界

記 号	名 称
●	建設機械の稼動に係る騒音の調査地点



図5.2.1 建設機械の稼動に係る騒音の調査地点

(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事用車両の運行に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））の予測地域（表 5.2.2 及び図 5.2.2 参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される時期（調査地点ごとの工事用車両の平均日交通量が最大となる時期）の代表的な 1 日（16 時間又は 24 時間）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））の予測地点（表 5.2.2 及び図 5.2.2 参照）とする。

表 5.2.2 騒音の調査地点（工事の施工中：工事用車両の運行）

調査地域	調査地点番号	対象道路	調査地点	調査時間
東名 JCT 周辺	1	東名高速道路	世田谷区大蔵 5 丁目、大蔵 6 丁目	24 時間
	2		世田谷区宇奈根 3 丁目、喜多見 3 丁目	24 時間
	3	多摩堤通り	世田谷区喜多見 5 丁目	16 時間
	4	世田谷通り	世田谷区成城 1 丁目、喜多見 6 丁目	16 時間
	5		世田谷区成城 3 丁目、喜多見 7 丁目	16 時間
中央 JCT・東八道路 IC 周辺	6	中央自動車道	世田谷区北烏山 8 丁目、北烏山 9 丁目	24 時間
	7		調布市緑ヶ丘 1 丁目、新川 2 丁目	24 時間
	8	吉祥寺通り	三鷹市北野 3 丁目、北野 4 丁目	16 時間
	9		三鷹市北野 4 丁目	16 時間
青梅街道 IC 周辺	10	青梅街道	練馬区関町南 1 丁目、関町南 2 丁目	16 時間
	11		杉並区善福寺 3 丁目、上井草 4 丁目	16 時間
大泉 JCT・目白通り IC 周辺	12	関越自動車道	練馬区大泉町 4 丁目、大泉町 5 丁目	24 時間
	13	目白通り	練馬区大泉町 2 丁目、東大泉 2 丁目	16 時間

(注) 具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

調査時間は、工事用車両が昼夜共に運行する地点は 24 時間とし、昼のみ運行する地点は 16 時間とする。
なお、昼の時間帯は、騒音に係る環境基準の時間区分に基づいて午前六時から午後十時までとする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号 改正：平成17年5月26日、環境省告示第45号）に規定された騒音の測定方法（JIS Z 8731）とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事用車両の運行状況、一般交通の車種別交通量及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境の調査の調査地域及び対象事業実施区域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

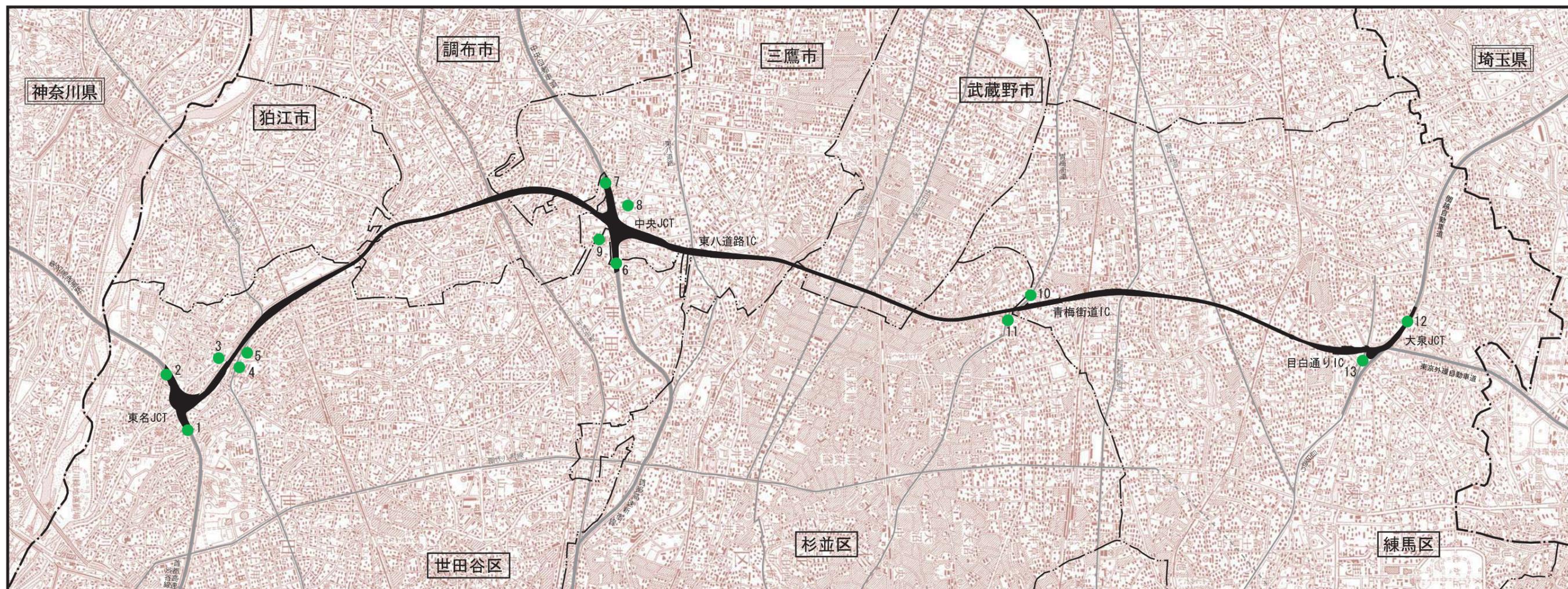
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の調査地点

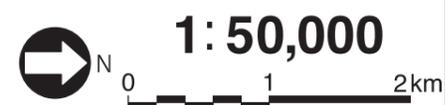


図5.2.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の調査地点

5.2.2 工事の完了後

(1) 自動車の走行に係る騒音

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、自動車の走行に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における自動車の走行に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））の予測地域（表 5.2.3 及び図 5.2.3 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間はそれぞれの代表的な 1 日（24 時間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成 32 年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成 42 年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における自動車の走行に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））の予測地点（表 5.2.3 及び図 5.2.3 参照）とする。

表 5.2.3 騒音の調査地点（工事の完了後：自動車の走行）

調査地域	調査地点 番号	調査地点	調査位置	
			敷地 境界	背後地
東名 J C T 周辺	1	世田谷区喜多見 6 丁目（東名 J C T 連結路沿道）	○	○
	2	世田谷区大蔵 5 丁目①（東名高速道路沿道）		
	3	世田谷区大蔵 6 丁目（東名高速道路沿道）		
	4	世田谷区喜多見 3 丁目①（東名高速道路沿道）		
	5	世田谷区宇奈根 3 丁目（東名高速道路沿道）		
	6	世田谷区大蔵 5 丁目②（東名 J C T 連結路沿道）		
	7	世田谷区喜多見 3 丁目②（喜多見小学校）	—	○ (建物壁面)
中央 J C T ・東八道路 I C 周辺	8	三鷹市北野 4 丁目① （中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）	○	○
	9	三鷹市北野 4 丁目② （中央 J C T 連結路 ・東八道路 I C 沿道）		
	10	三鷹市北野 1 丁目① （中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）		
	11	三鷹市北野 3 丁目① （中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）		
	12	三鷹市北野 2 丁目① （中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）		
	13	三鷹市北野 2 丁目② （中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）		
	14	世田谷区給田 5 丁目（中央自動車道沿道）		
	15	三鷹市北野 1 丁目②（中央自動車道沿道）		
	16	調布市緑ヶ丘 1 丁目（中央自動車道沿道）		
	17	三鷹市北野 4 丁目③（中央自動車道沿道）		
	18	三鷹市北野 3 丁目②（北野小学校）	—	○ (建物壁面)
青梅街道 I C 周辺	19	練馬区関町南 1 丁目①（青梅街道 I C 連結路沿道）	○	○
	20	練馬区関町南 1 丁目②（青梅街道 I C 連結路沿道）		
大泉 J C T ・目白通り I C 周辺	21	練馬区東大泉 2 丁目① （大泉 J C T ・目白通り I C 連結路沿道）	○	○
	22	練馬区東大泉 2 丁目② （大泉 J C T ・目白通り I C 連結路沿道）		
	23	練馬区大泉町 5 丁目①（関越自動車道沿道）		
	24	練馬区大泉町 4 丁目①（関越自動車道沿道）		
	25	練馬区三原台 3 丁目（三原台中学校）	—	○ (建物壁面)
	26	練馬区大泉町 5 丁目②（大泉北中学校）		
	27	練馬区大泉町 4 丁目②（大泉北小学校）		

（注）具体的な調査地点、調査高さは測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号 改正：平成17年5月26日、環境省告示第45号）に規定された騒音の測定方法（JIS Z 8731）とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、車種別交通量及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(5) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

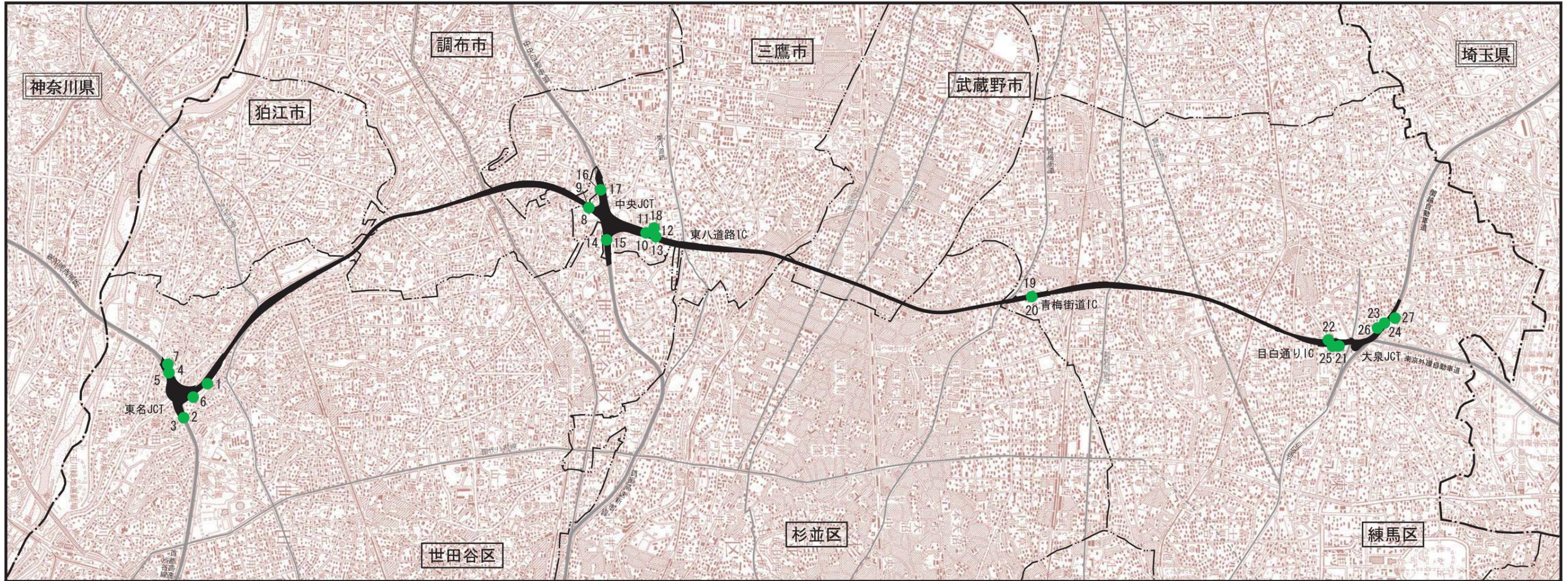
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	自動車の走行に係る騒音の調査地点



図5.2.3 自動車の走行に係る騒音の調査地点

(2) 換気所の供用に係る騒音

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の供用に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における換気所の供用に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））の予測地域（表 5.2.4 及び図 5.2.4 参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間はそれぞれの代表的な 1 日（24 時間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成 32 年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成 42 年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における換気所の供用に係る騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））の予測地点（表 5.2.4 及び図 5.2.4 参照）とする。

表 5.2.4 騒音の調査地点（工事の完了後：平成 32 年・平成 42 年）

調査地域	調査地点 番号	調査地点	区域の区分
東名 J C T 換気所周辺	1	世田谷区大蔵 5 丁目	第一種区域
中央 J C T 1 換気所周辺	2	三鷹市北野 4 丁目	第一種区域
中央 J C T 2 換気所周辺	3	三鷹市北野 3 丁目	第一種区域
青梅街道 I C 換気所周辺	4	練馬区上石神井南町	第一種区域
大泉 J C T 換気所周辺	5	練馬区大泉町 2 丁目	第二種区域
大泉 J C T 換気所周辺	6	練馬区大泉町 2 丁目	第一種区域

（注）具体的な調査地点、調査高さは測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号 改正：平成 17 年 5 月 26 日、環境省告示第 45 号）に規定された騒音の測定方法（JIS Z 8731）とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の換気施設の諸元及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

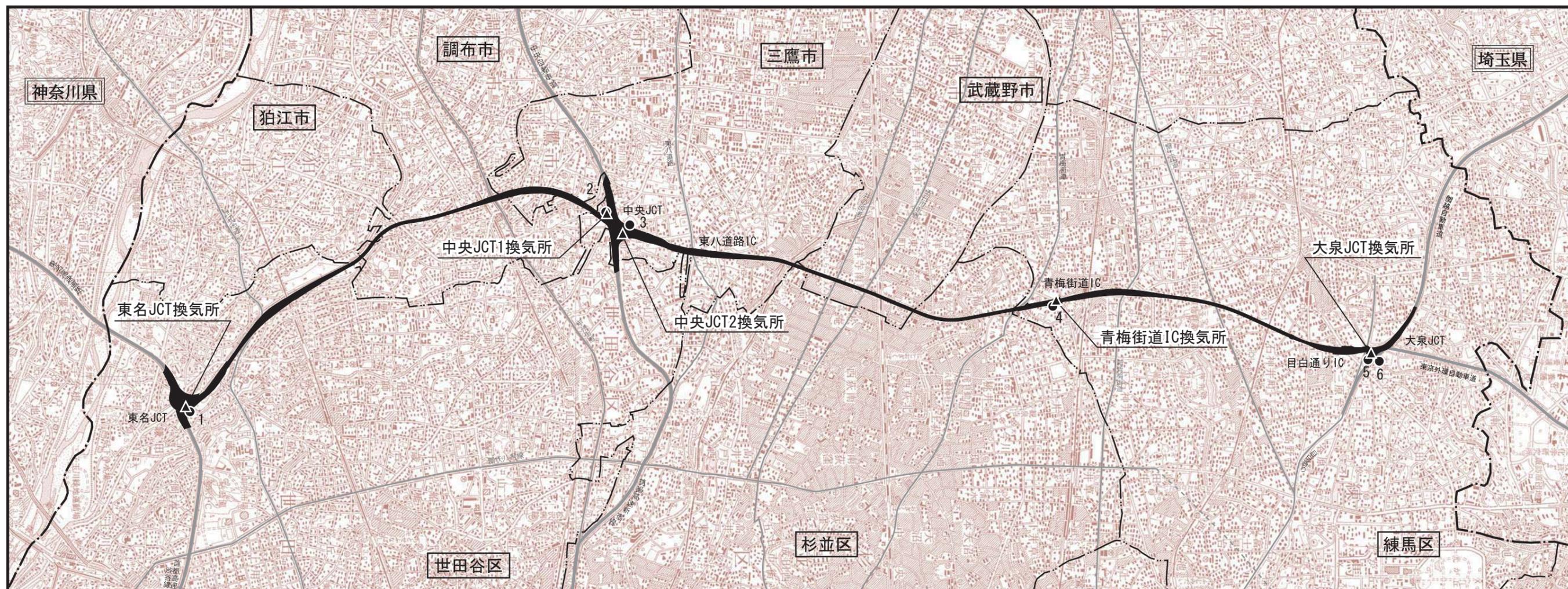
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係等の資料の整理とする。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- - - : 都 県 界
- · - · : 区 市 界

記 号	名 称
●	換気所の供用に係る騒音の調査地点
▲	換気所

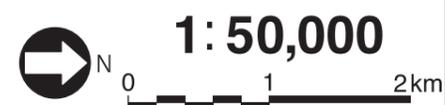


図5.2.4 換気所の供用に係る騒音の調査地点

5.3 振 動

5.3.1 工事の施工中

(1) 建設機械の稼動に係る振動

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼動に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地域（表5.3.1及び図5.3.1参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される工事（環境影響評価書における予測対象とした工種）が実施される時期の代表的な1日の昼間（7時～19時）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における建設機械の稼動に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地点（表5.3.1及び図5.3.1参照）とする。

表 5.3.1 振動の調査地点（工事の施工中：建設機械の稼動）

調査地域	調査地点番号	ユニット	調査地点
東名 J C T 周辺	1	路体路床盛土	世田谷区大蔵 5 丁目
	2	オールケーシング	世田谷区喜多見 5 丁目
	3	路体路床盛土	世田谷区喜多見 6 丁目①
	4		世田谷区喜多見 6 丁目②
中央 J C T ・ 東八道路 I C 周辺	5	オールケーシング	三鷹市北野 4 丁目
	6	路体路床盛土	世田谷区給田 5 丁目
	7		調布市緑ヶ丘 1 丁目
	8		三鷹市北野 1 丁目
青梅街道 I C 周辺	9	路体路床盛土	練馬区関町南 1 丁目
	10		練馬区上石神井南町
大泉 J C T ・ 目白通り I C 周辺	11	路体路床盛土	練馬区石神井町 8 丁目
	12		練馬区東大泉 2 丁目
	13	オールケーシング	練馬区大泉町 5 丁目
	14		練馬区大泉町 4 丁目

(注) 具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号 改正：平成 19 年 4 月 20 日、環境省令第 11 号) 別表第一備考 4 及び 7 に規定された振動の測定方法 (JIS Z 8735) とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(5) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

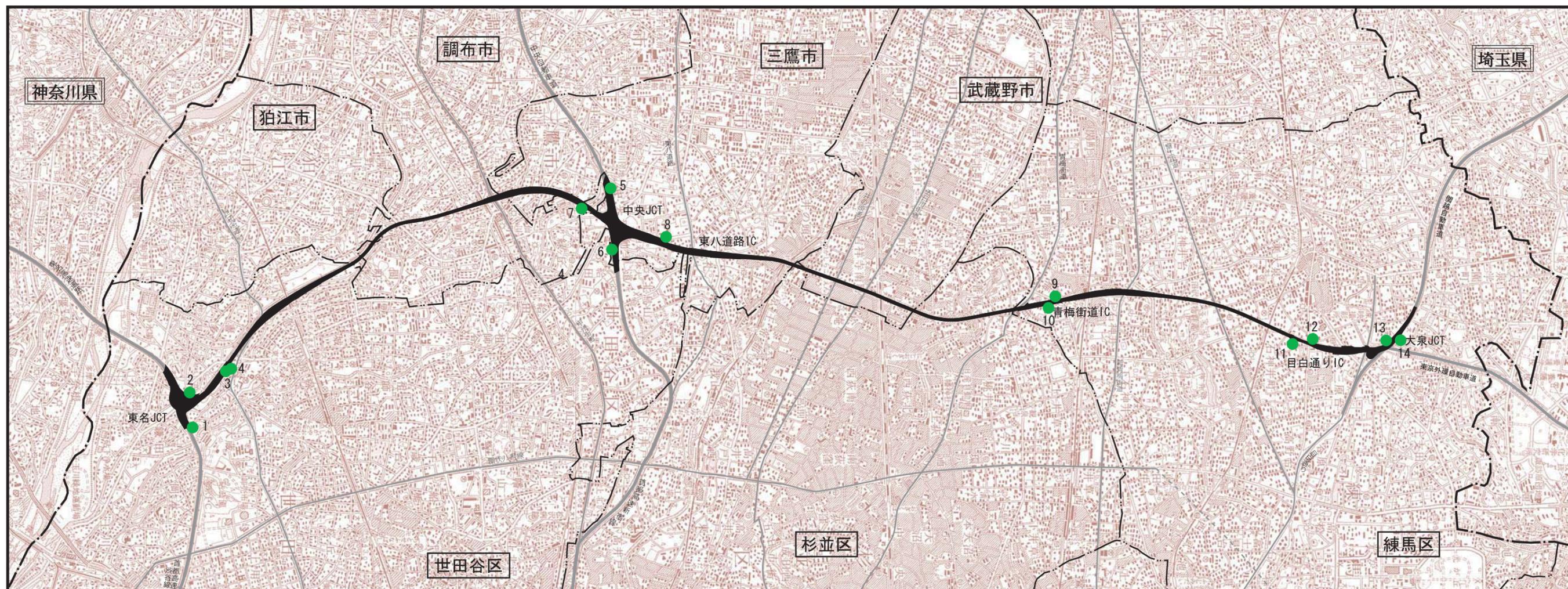
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例

	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	建設機械の稼動に係る振動の調査地点



図5.3.1 建設機械の稼動に係る振動の調査地点

(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事用車両の運行に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地域（表5.3.2及び図5.3.2参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、環境影響が最も大きくなると想定される時期（調査地点ごとの工事用車両の平均日交通量が最大となる時期）の代表的な1日とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における工事用車両の運行に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地点（表5.3.2及び図5.3.2参照）とする。

表 5.3.2 振動の調査地点（工事の施工中：工事用車両の運行）

調査地域	調査地点番号	対象道路	調査地点	調査時間
東名 JCT 周辺	1	東名高速道路	世田谷区大蔵 5 丁目、大蔵 6 丁目	24 時間
	2		世田谷区宇奈根 3 丁目、喜多見 3 丁目	24 時間
	3	多摩堤通り	世田谷区喜多見 5 丁目	12 時間
	4	世田谷通り	世田谷区成城 1 丁目、喜多見 6 丁目	11 時間
			世田谷区成城 3 丁目、喜多見 7 丁目	11 時間
中央 JCT・東八道路 IC 周辺	6	中央自動車道	世田谷区北烏山 8 丁目、北烏山 9 丁目	24 時間
	7		調布市緑ヶ丘 1 丁目、新川 2 丁目	24 時間
	8	吉祥寺通り	三鷹市北野 3 丁目、北野 4 丁目	11 時間
			三鷹市北野 4 丁目	11 時間
青梅街道 IC 周辺	10	青梅街道	練馬区関町南 1 丁目、関町南 2 丁目	12 時間
	11		杉並区善福寺 3 丁目、上井草 4 丁目	12 時間
大泉 JCT・目白通り IC 周辺	12	関越自動車道	練馬区大泉町 4 丁目、大泉町 5 丁目	24 時間
	13	目白通り	練馬区大泉町 2 丁目、東大泉 2 丁目	11 時間

(注) 具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

調査時間は、工事用車両が昼夜共に運行する地点は 24 時間とし、昼のみ運行する地点は振動規制法に基づいて第一種区域は 11 時間（午前八時から午後七時まで）、第二種区域及び地域の指定が行われていない区域は 12 時間（午前八時から午後八時まで）とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号 改正：平成 19 年 4 月 20 日、環境省令第 11 号) 別表第一備考 4 及び 7 に規定された振動の測定方法 (JIS Z 8735) とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事用車両の運行状況、一般交通の車種別交通量及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境の調査の調査地域及び対象事業実施区域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

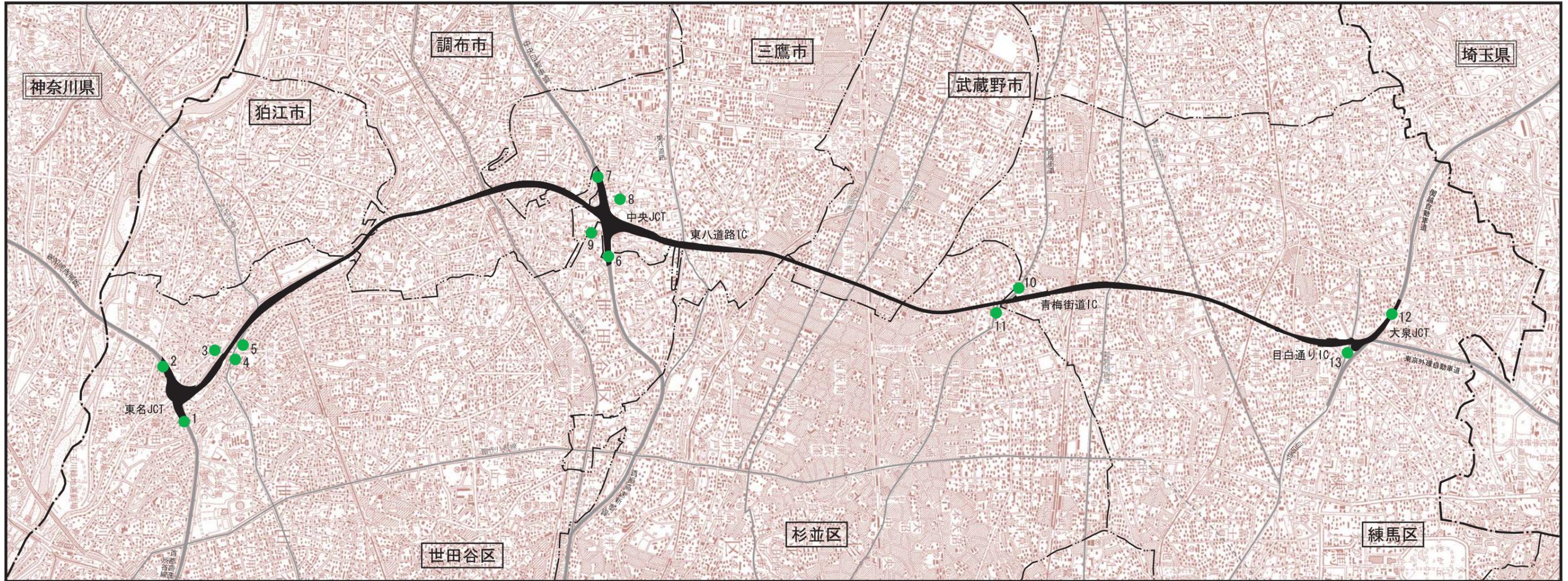
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の調査地点



図5.3.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の調査地点

5.3.2 工事の完了後

(1) 自動車の走行に係る振動

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、自動車の走行に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における自動車の走行に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地域（表5.3.3及び図5.3.3参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間はそれぞれの代表的な1日（24時間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成32年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成42年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における自動車の走行に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地点（表5.3.3及び図5.3.3参照）とする。

表 5.3.3 (1) 振動の調査地点（工事の完了後：自動車の走行（嵩上式・掘割式・地表式））

調査地域	調査地点 番号	調査地点
東名 J C T 周辺	1	世田谷区喜多見 6 丁目（東名 J C T 連結路沿道）
	2	世田谷区大蔵 5 丁目①（東名高速道路沿道）
	3	世田谷区大蔵 6 丁目（東名高速道路沿道）
	4	世田谷区喜多見 3 丁目（東名高速道路沿道）
	5	世田谷区宇奈根 3 丁目（東名高速道路）
	6	世田谷区大蔵 5 丁目②（東名 J C T 連結路沿道）
中央 J C T ・ 東八道路 I C 周辺	7	三鷹市北野 4 丁目①（中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）
	8	三鷹市北野 4 丁目②（中央 J C T 連結路・東八道路 I C 沿道）
	9	三鷹市北野 1 丁目①（中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）
	10	三鷹市北野 3 丁目（中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）
	11	三鷹市北野 2 丁目①（中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）
	12	三鷹市北野 2 丁目②（中央 J C T ・東八道路 I C 連結路沿道）
	13	世田谷区給田 5 丁目（中央自動車道沿道）
	14	三鷹市北野 1 丁目②（中央自動車道沿道）
	15	調布市緑ヶ丘 1 丁目（中央自動車道沿道）
	16	三鷹市北野 4 丁目③（中央自動車道沿道）
青梅街道 I C 周辺	17	練馬区関町南 1 丁目①（青梅街道 I C 連結路沿道）
	18	練馬区関町南 1 丁目②（青梅街道 I C 連結路沿道）
大泉 J C T ・ 目白通り I C 周辺	19	練馬区東大泉 2 丁目①（大泉 J C T ・目白通り I C 連結路沿道）
	20	練馬区東大泉 2 丁目②（大泉 J C T ・目白通り I C 連結路沿道）
	21	練馬区大泉町 5 丁目（関越自動車道沿道）
	22	練馬区大泉町 4 丁目（関越自動車道沿道）

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

表 5.3.3 (2) 振動の調査地点（工事の完了後：自動車の走行（地下式））

調査地域	調査地点 番号	調査地点
東名 J C T 周辺	1	世田谷区喜多見 6 丁目
中央 J C T ・東八道路 I C 周辺	2	三鷹市北野 4 丁目
青梅街道 I C 周辺	3	練馬区関町南 1 丁目
		練馬区上石神井南町
大泉 J C T ・目白通り I C 周辺	4	練馬区三原台 3 丁目
		練馬区東大泉 2 丁目

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号 改正：平成 19 年 4 月 20 日、環境省令第 11 号) 別表第一備考 4 及び 7 に規定された振動の測定方法 (JIS Z 8735) とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、車種別交通量及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(5) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

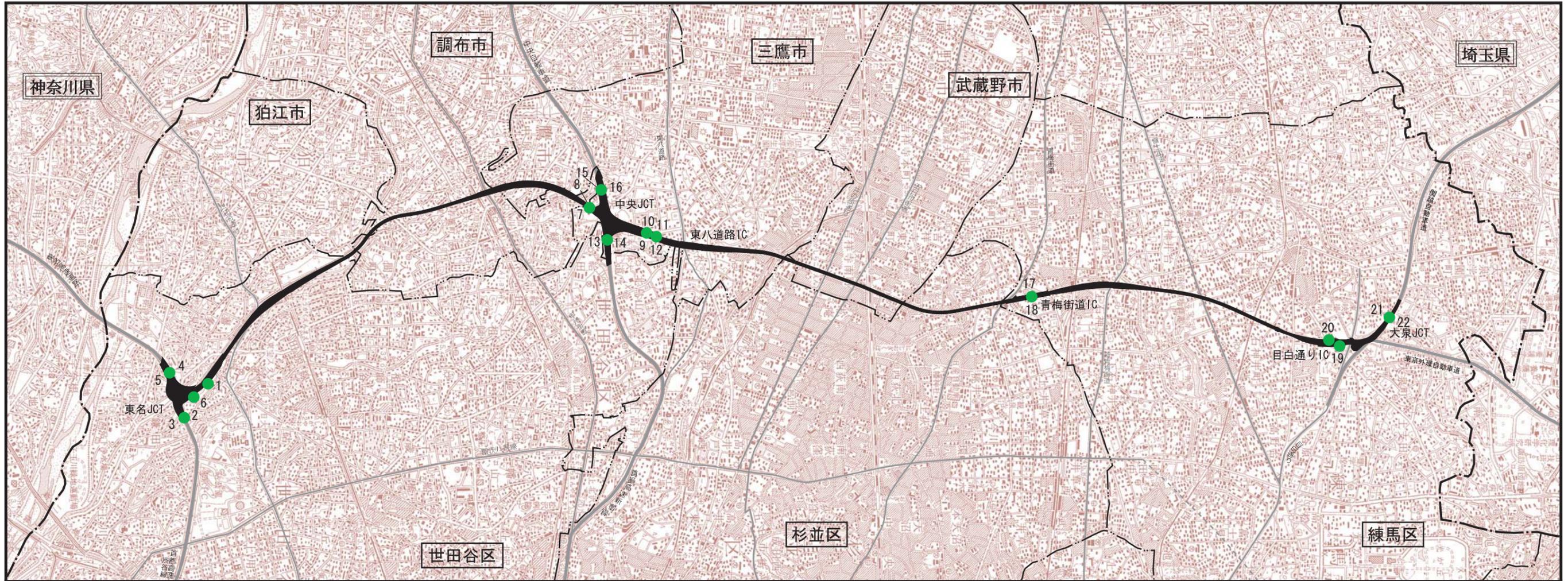
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係等の資料の整理とする。

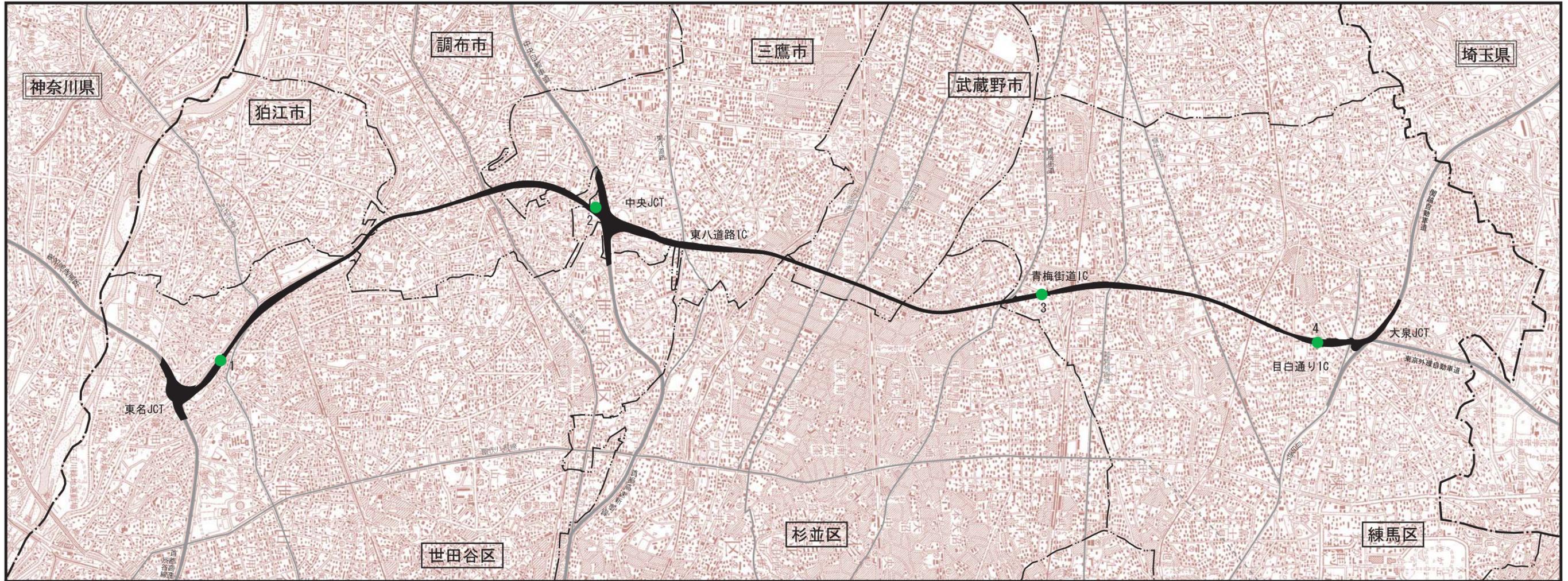


凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	自動車の走行に係る振動（嵩上式・掘割式・地表式）の調査地点



図5.3.3(1) 自動車の走行に係る振動（嵩上式・掘割式・地表式）の調査地点



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	自動車の走行に係る振動（地下式）の調査地点

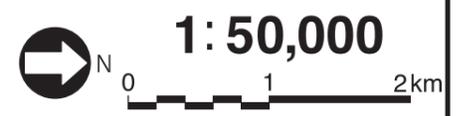


図5.3.3(2) 自動車の走行に係る振動（地下式）の調査地点

(2) 換気所の供用に係る振動

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の供用に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））とする。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における換気所の供用に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地域（表5.3.4及び図5.3.4参照）とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間はそれぞれの代表的な1日（24時間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成32年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成42年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における換気所の供用に係る振動（振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ））の予測地点（表5.3.4及び図5.3.4参照）とする。

表5.3.4 振動の調査地点（工事の完了後：換気所の供用）

調査地域	調査地点番号	調査地点	区域の区分
東名JCT換気所周辺	1	世田谷区大蔵5丁目	第一種区域
中央JCT1換気所周辺	2	三鷹市北野4丁目	第一種区域
中央JCT2換気所周辺	3	三鷹市北野1丁目	第一種区域
青梅街道IC換気所周辺	4	練馬区上石神井南町	第一種区域
大泉JCT換気所周辺	5	練馬区大泉町2丁目	第一種区域

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号 改正：平成19年4月20日、環境省令第11号）別表第一備考4及び7に規定された振動の測定方法（JIS Z 8735）とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の換気施設の諸元及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

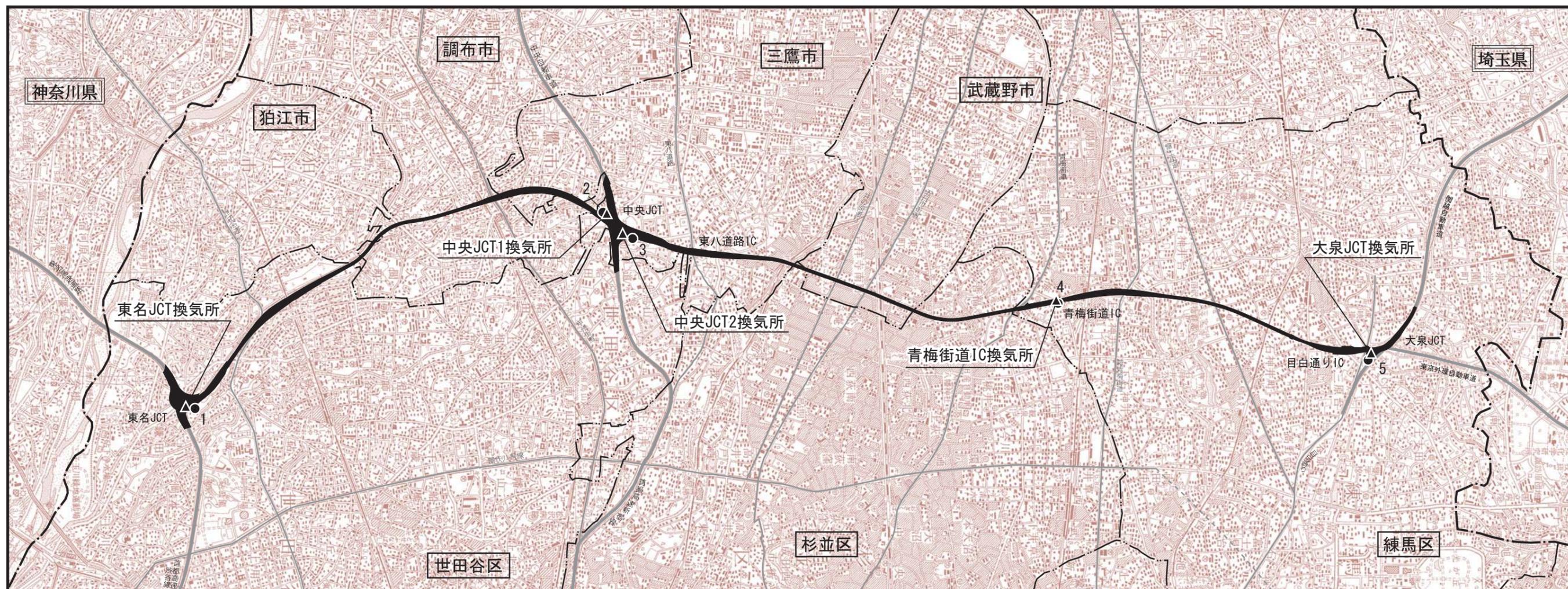
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係等の資料の整理とする。



凡 例

—— : 対象事業実施区域

— · — : 都 県 界

— · — · — : 区 市 界

記 号	名 称
●	換気所の供用に係る振動の調査地点
▲	換気所



図5.3.4 換気所の供用に係る振動の調査地点

5.4 低周波音

5.4.1 工事の完了後

(1) 自動車の走行に係る低周波音

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、自動車の走行に係る低周波音（低周波音圧レベル（1～80Hz の 50%時間率音圧レベル（ L_{50} ）及び 1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル（ L_{G5} ））とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における自動車の走行に係る低周波音（低周波音圧レベル（1～80Hz の 50%時間率音圧レベル（ L_{50} ）及び 1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル（ L_{G5} ））の予測地域（表 5.4.1 及び図 5.4.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間はそれぞれの代表的な 1 日（24 時間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成 32 年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成 42 年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における自動車の走行に係る低周波音（低周波音圧レベル（1～80Hz の 50%時間率音圧レベル（ L_{50} ）及び 1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル（ L_{G5} ））の予測地点（表 5.4.1 及び図 5.4.1 参照）とする。

表 5.4.1 低周波音の調査地点（工事の完了後：自動車の走行）

調査地域	調査地点 番号	調査地点
東名 J C T 周辺	1	世田谷区喜多見 3 丁目
中央 J C T 周辺	2	三鷹市北野 4 丁目
大泉 J C T 周辺	3	練馬区大泉町 5 丁目

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境庁）による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

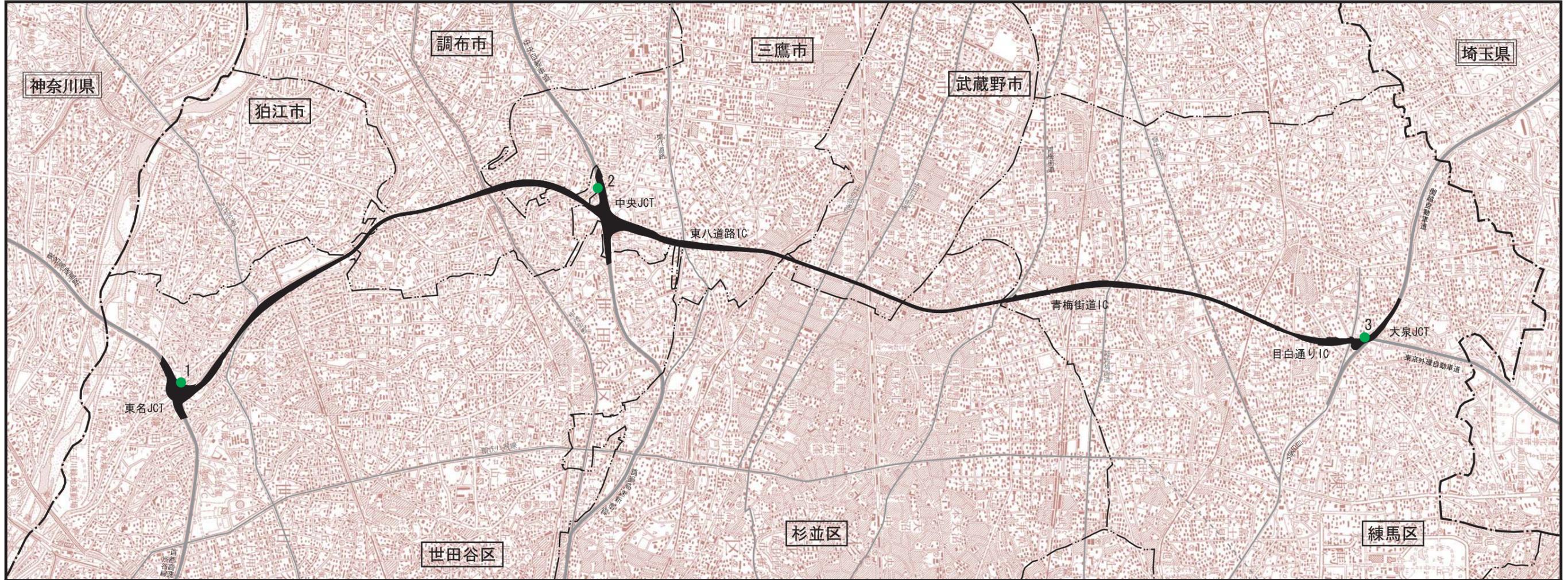
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	自動車の走行に係る低周波音の調査地点

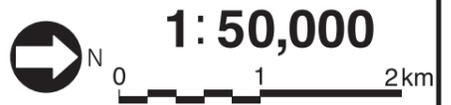


図5.4.1 自動車の走行に係る低周波音の調査地点

(2) 換気所の供用に係る低周波音

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の供用に係る低周波音（低周波音圧レベル（1～80Hz の 50%時間率音圧レベル（ L_{50} ）及び 1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル（ L_{G5} ））とする。

(i) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における換気所の供用に係る低周波音（低周波音圧レベル（1～80Hz の 50%時間率音圧レベル（ L_{50} ）及び 1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル（ L_{G5} ））の予測地域（表 5.4.2 及び図 5.4.2 参照）とする。

(v) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は下記のとおりとし、調査期間はそれぞれの代表的な 1 日（24 時間）とする。

I. 計画路線の供用開始時点（平成 32 年）

II. 幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した時点（平成 42 年）

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における換気所の供用に係る低周波音（低周波音圧レベル（1～80Hz の 50%時間率音圧レベル（ L_{50} ）及び 1～20Hz の G 特性 5%時間率音圧レベル（ L_{G5} ））の予測地点（表 5.4.2 及び図 5.4.2 参照）とする。

表 5.4.2 低周波音の調査地点（工事の完了後：換気所の供用）

調査地域	調査地点 番号	調査地点
東名 J C T 換気所周辺	1	世田谷区大蔵 5 丁目
中央 J C T 1 換気所周辺	2	三鷹市北野 4 丁目
中央 J C T 2 換気所周辺	3	三鷹市北野 3 丁目
青梅街道 I C 換気所周辺	4	練馬区上石神井南町
大泉 J C T 換気所周辺	5	練馬区大泉町 2 丁目

（注）具体的な調査地点は測定機材の設置可能な地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境庁）による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、換気所の換気施設の諸元とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

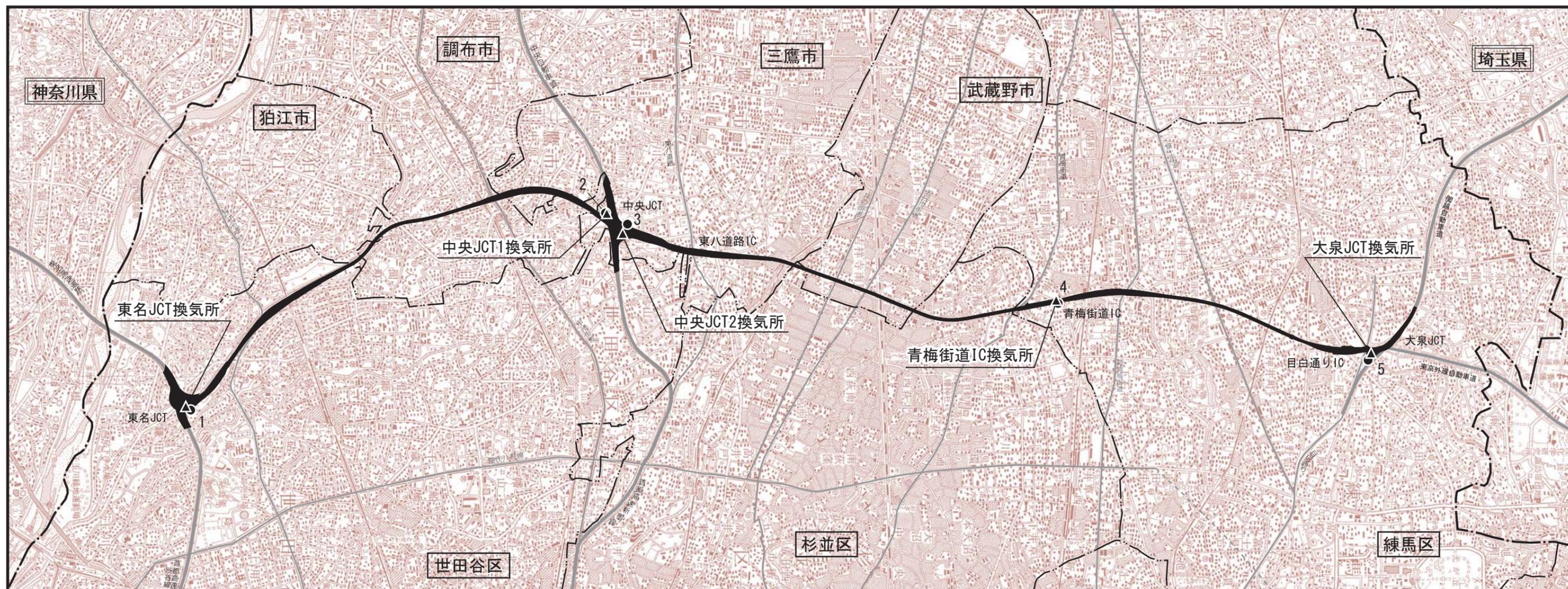
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
●	換気所の供用に係る低周波音の調査地点
▲	換気所



図5.4.2 換気所の供用に係る低周波音の調査地点

5.5 水循環

5.5.1 工事の施工中

(1) 掘削工事、トンネル工事の実施に係る地下水の水位

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事（掘削工事、トンネル工事）の実施に係る地下水の水位の状況（地下水の水位）とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における工事の実施に係る地下水の水位の予測地域（表 5.5.1 及び図 5.5.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事実施期間とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域における地下水の水位の状況（地下水の水位）を適切に把握できる地点（表 5.5.1 及び図 5.5.1 参照）とする。

表 5.5.1 (1) 地下水の水位の状況（地下水の水位）の調査地点

調査地点番号	調査対象	調査地点
1	浅層	区立おっこし記念公園
2	深層、浅層	区立次太夫堀公園
3	浅層	区立喜多見小学校
4	浅層	区立明正公園
5	深層、浅層	都立成城排水調整所
6	浅層	区立キタミクリーンファーム
7	浅層	区立滝下橋緑道
8	浅層	市立イルカ児童遊園
9	浅層	市立はなもも児童遊園
10	浅層	区立成城北公園
11	深層、浅層	市立谷戸橋公園
12	深層、浅層	市立東つつじヶ丘二丁目緑道
13	浅層	都立仙川河川敷
14	深層、浅層	市立中原すすく児童遊園
15	浅層	市立新川ふじみ児童公園
16	深層、浅層	市立緑ヶ丘小学校
17	深層、浅層	市立北野公園
18	浅層	区立もぐら公園
19	浅層	市立ひばり野児童公園
20	浅層	市立牟礼下宿本宿児童遊園
21	深層、浅層	市立井の頭上水こみち児童遊園

表 5.5.1 (2) 地下水の水位の状況（地下水の水位）の調査地点

調査地点番号	調査対象	調査地点
22	浅層	市立三鷹台やすらぎ児童遊園
23	深層、浅層	市有地【神田川沿い】
24	浅層	武蔵野市東町下水道ポンプ場
25	浅層	吉祥寺東緑地
26	浅層	杉並区立井荻公園
27	深層、浅層	都立善福寺公園【下池】
28	浅層	都立善福寺公園【上池】
29	深層、浅層	区立桃井第四小学校
30	浅層	杉並区立三谷公園
31	浅層	区立日の出児童遊園
32	浅層	区立上石千川児童遊園
33	浅層	区立上石神井東公園
34	深層、浅層	区立石神井台くすのき緑地
35	深層、浅層	新緑の森児童遊園
36	浅層	区立泉こぶし公園
37	浅層	石神井八丁目児童遊園
38	浅層	区立東大泉二丁目公園
39	深層、浅層	区立つくしの子児童遊園
40	浅層	区立三原緑地
41	浅層	区立北大泉児童遊園

(iii) 調査方法

調査方法は、地下水位観測井戸により地下水位の観測等による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、対象工事（掘削工事・トンネル工事）の施工状況、湧水・揚水の程度及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

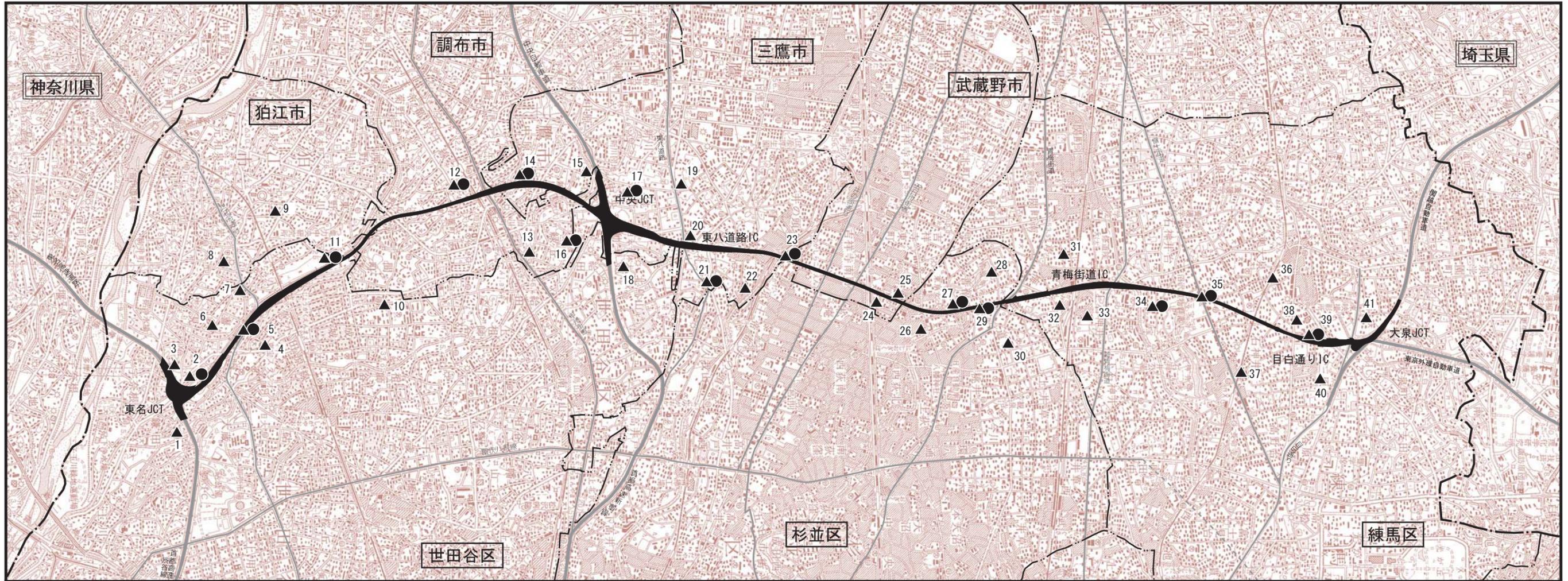
調査時点及び期間は、対象工事（掘削工事・トンネル工事）の施工中の地下水の水位の状況（地下水の水位）の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例

	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
▲	浅層用 (5~25m程度の深さ) ボーリング
●	深層用 (60~80m程度の深さ) ボーリング

※調査地点のうち、自治体より借地している場所については、今後の土地利用の変化により継続観測出来ない場合がある。



図5.5.1 掘削工事、トンネル工事の実施、道路(地表式又は掘割式、地下式)及び換気所の存在に係る地下水の水位の調査地点

5.5.2 工事の完了後

(1) 道路（地表式又は掘割式、地下式）及び換気所の存在に係る地下水の水位

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（地表式又は掘割式、地下式）及び換気所の存在に係る地下水の水位の状況（地下水の水位）とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（地表式又は掘割式、地下式）及び換気所の存在に係る地下水の水位の予測地域（表 5.5.1 及び図 5.5.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、構造物完成から一定期間（概ね 1 年間）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域における地下水の水位の状況（地下水の水位）を適切に把握できる地点（表 5.5.1 及び図 5.5.1 参照）とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、地下水位観測井戸により地下水位の観測等による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の一定期間とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。

5.6 地形及び地質

5.6.1 工事の完了後

(1) 道路（地表式又は堀割式、嵩上式、地下式）の存在に係る重要な地形及び地質

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（地表式又は堀割式、嵩上式、地下式）の存在に係る重要な地形の状況とする。なお、重要な地質については、環境影響評価時に確認されていない。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（地表式又は堀割式、嵩上式、地下式）の存在に係る重要な地形の代償地（図 5.6.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、八の釜憩いの森の代償地整備後の重要な地形及び地質の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、八の釜憩いの森の代償地（図 5.6.1 参照）とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地調査による確認を基本とする。¹⁾

1) 八の釜憩いの森の代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

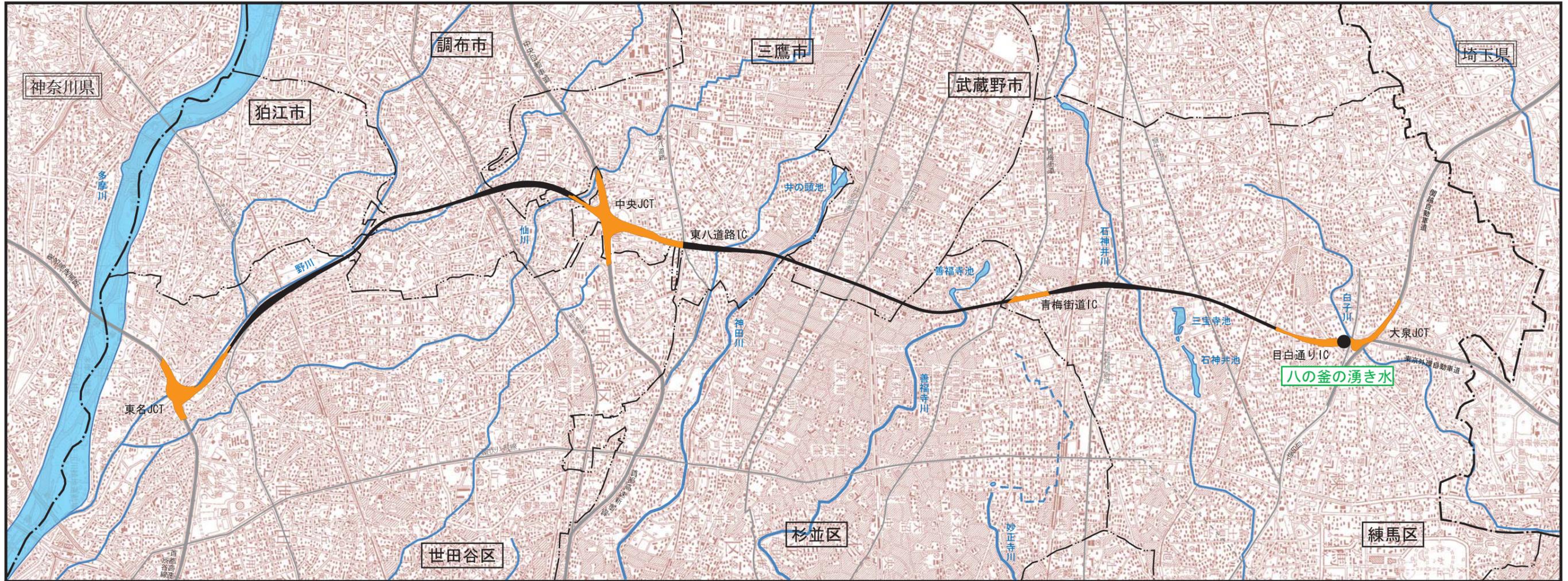
調査時点及び期間は、工事の完了後の重要な地形及び地質の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



- 凡 例
- : 対象事業実施区域
 - · - · : 都 県 界
 - · - · : 区 市 界

記 号	名 称
	河川、池沼
	地表部が改変される区域
	重要な地形

(注) 八の釜憩いの森が消失する場合は、八の釜憩いの森の代償地において調査を行う。



図5.6.1 道路の存在に係る重要な地形の調査地点

5.7 地盤

5.7.1 工事の施工中

(1) 掘削工事、トンネル工事の実施に係る地盤沈下

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、工事（掘削工事、トンネル工事）の実施に係る地盤沈下の状況（地盤沈下量）とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における工事の実施に係る予測地域(表 5.7.1 及び図 5.7.1 参照)とする。

表 5.7.1 地盤沈下の状況（地盤沈下量）の調査地域
（工事の施工中：掘削工事・トンネル工事）

調査地域
東名 J C T 周辺
中央 J C T ・ 東八道路 I C 周辺
大泉 J C T ・ 目白通り I C 周辺

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事実施期間とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域のうち軟弱地盤が分布し地盤沈下の状況（地盤沈下量）を適切に把握できる地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、測量等による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、対象工事（掘削工事・トンネル工事）の施工状況、湧水・揚水の程度及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

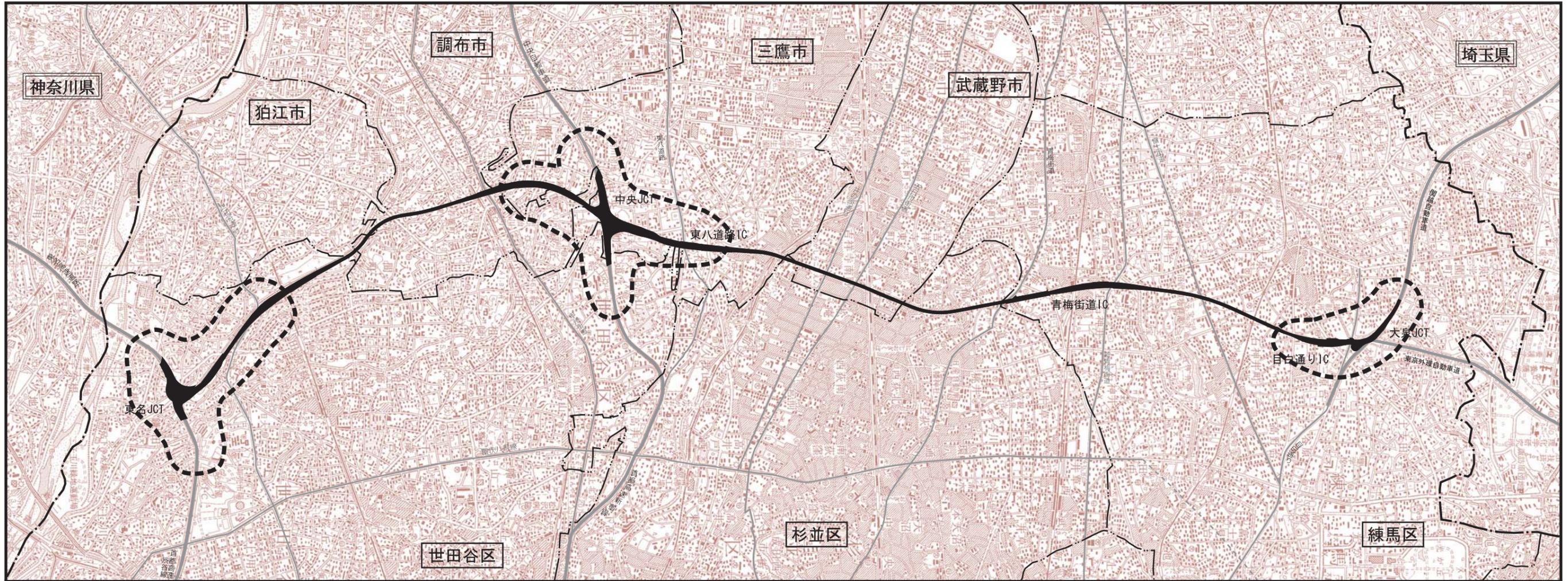
調査時点及び期間は、対象工事（掘削工事・トンネル工事）の施工中の地盤沈下の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	掘削工事、トンネル工事の実施、 道路(地表式又は掘割式、地下式)及び 換気所の存在に係る地盤沈下の調査地域



図5.7.1 掘削工事、トンネル工事の実施、
道路(地表式又は掘割式、地下式)
及び換気所の存在に係る地盤沈下
の調査地域

5.7.2 工事の完了後

(1) 道路（地表式又は掘割式、地下式）及び換気所の存在に係る地盤沈下

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（地表式又は掘割式、地下式）及び換気所の存在に係る地盤沈下の状況（地盤沈下量）とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（地表式又は掘割式、地下式）及び換気所の存在に係る予測地域（表 5.7.2 及び図 5.7.1 参照）とする。

表 5.7.2 地盤沈下の状況（地盤沈下量）の調査地域
（工事の完了後：道路及び換気所の存在）

調査地域
東名 J C T 周辺
中央 J C T ・ 東八道路 I C 周辺
大泉 J C T ・ 目白通り I C 周辺

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、構造物完成から一定期間（概ね 1 年間）とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域のうち軟弱地盤が分布し地盤沈下の状況（地盤沈下量）を適切に把握できる地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、測量等による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の地盤沈下の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。

5.8 日照阻害

5.8.1 工事の完了後

(1) 道路（嵩上式）及び換気所の存在に係る日照阻害

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（嵩上式）及び換気所の存在に係る日影を生じる範囲とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（嵩上式）及び換気所の存在に係る日照阻害の予測地域（表 5.8.1 及び図 5.8.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、構造物完成後の冬至日の真太陽時（8～16 時）とする。なお、天候などにより冬至日に実施できない場合は、その前後で調査を実施する。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における道路（嵩上式）及び換気所の存在に係る日影の予測地点（表 5.8.1 及び図 5.8.1 参照）とする。

表 5.8.1 日照阻害の調査地点〔日照阻害の予測地域〕
（工事の完了後：道路及び換気所の存在）

調査地域	調査地点
東名 J C T 周辺	東名 J C T 近傍 東名 J C T 換気所近傍
中央 J C T 周辺	中央 J C T 近傍 中央 J C T 1 換気所近傍 中央 J C T 2 換気所近傍
青梅街道 I C 換気所周辺	青梅街道 I C 換気所近傍
大泉 J C T 周辺	大泉 J C T 近傍 大泉 J C T 換気所近傍

(iii) 調査方法

調査方法は、現地調査での日影線の確認による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況（道路（嵩上式）及び換気所の位置・高さ）とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

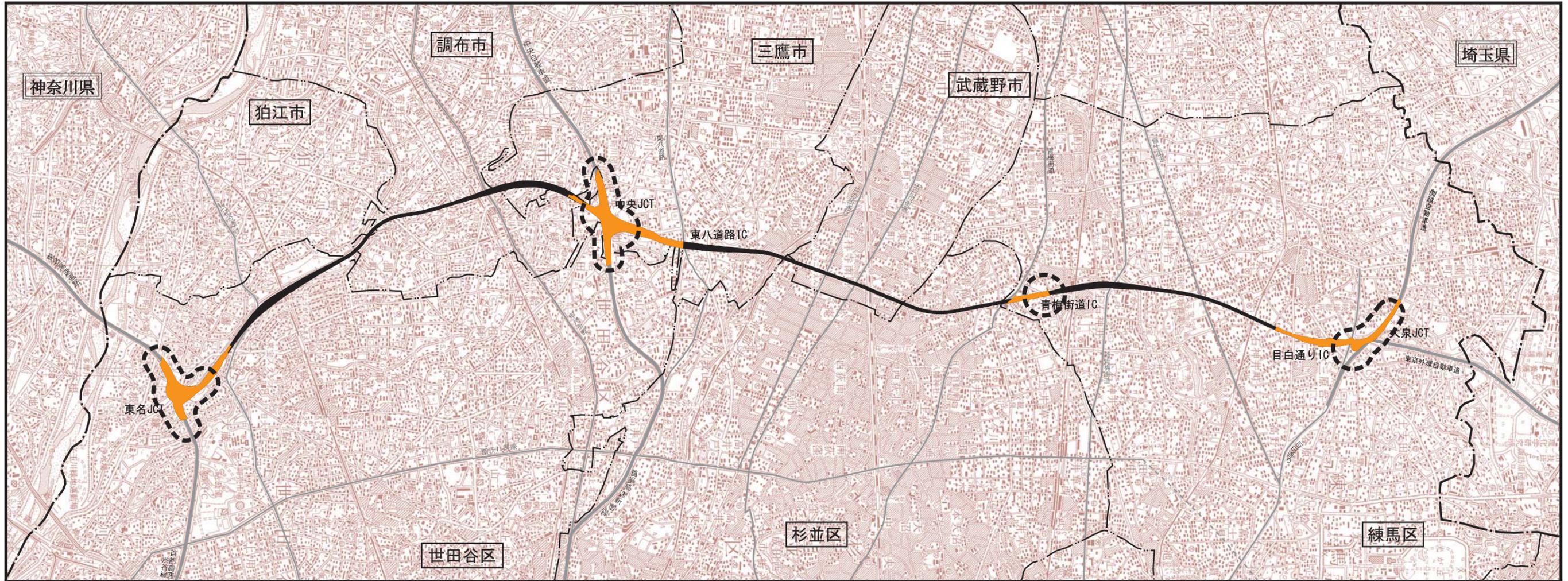
調査時点及び期間は、構造物完成後の日照障害の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	日照障害の調査地点（日照障害の調査地域）
	地表部が改変される区域



図5.8.1 道路等の存在に係る日照障害の調査地点

5.9 電波障害

5.9.1 工事の完了後

(1) 道路（嵩上式）及び換気所の存在に係る電波障害

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（嵩上式）及び換気所の存在に係るテレビ電波（地上デジタル放送）の受信障害が予想される範囲¹⁾におけるテレビ電波（地上デジタル放送）の受信状況とする。

なお、評価書で対象とした地上アナログ放送は、終了しているため実施しない。

(4) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（嵩上式）の存在に係る電波障害の予測範囲¹⁾と（表 5.9.1 及び図 5.9.1 参照）とする。

表 5.9.1 電波障害の調査地域

予測地域	計画施設
東名 J C T 周辺	東名 J C T、東名 J C T 換気所
中央 J C T・東八道路 I C 周辺	中央 J C T、中央 J C T 1 換気所、中央 J C T 2 換気所
青梅街道 I C 周辺	青梅街道 I C 換気所
大泉 J C T・目白通り I C 周辺	大泉 J C T、大泉 J C T 換気所

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、電波障害の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域の電波状況を的確に把握できる地点とする。なお、具体的な調査地点は、電波測定車の設置可能な地点とする。

1) 東京スカイツリー（新東京タワー）（2012年2月末竣工予定、2012年5月開業予定）からのテレビ電波に対する障害の発生地域を把握するため、再予測を実施する。

(iii) 調査方法

調査方法は、「建造物による受信障害調査要領(地上デジタル放送)改訂版」(社団法人日本CATV技術協会 平成22年3月)に規定する方法に基づき、現地において、受信アンテナ、テレビ受信機、測定機器類を装備した電波測定車を用いて測定する方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況(道路(嵩上式)及び換気所の位置・高さ)とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(5) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点は及び期間は、構造物完成後の電波障害の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係資料の整理とする。



凡 例	
	: 都市計画対象道路事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記号	名 称
	受信障害が予想される範囲



※この図は東京タワーからの送信を対象としており、東京スカイツリー（新東京タワー）（2012年2月竣工予定、2012年5月開業予定）からのテレビ電波に対する受信障害が予想される範囲については、再予測を実施する。

図5.9.1 電波障害の調査地域（地上デジタル放送）

5.10 動物

5.10.1 工事の施工中

(1) 重要な種及び注目すべき生息地

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、環境影響評価書に記載している現地調査において確認された重要な種の生息地及び注目すべき生息地の生息環境の状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる種の生息地とする。ただし、八の釜憩いの森が消失する場合は、調査地域には含めない（図 5.10.1 参照）。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事による重要な種及び注目すべき生息地への影響が最大となるおそれがある時期の重要な種の確認に適した時期とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域のうち重要な種及び注目すべき生息地（仮移植地を含む）の確認に適した地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地踏査及び目視による生息状況の確認とする。¹⁾

1) 仮移植地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) **対象事業の調査**

(7) **調査事項**

調査事項は、対象工事（掘削工事、トンネル工事の実施、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）の施工状況、環境保全措置の実施状況とする。

(4) **調査地域**

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(7) **調査手法**

(i) **調査時点及び期間**

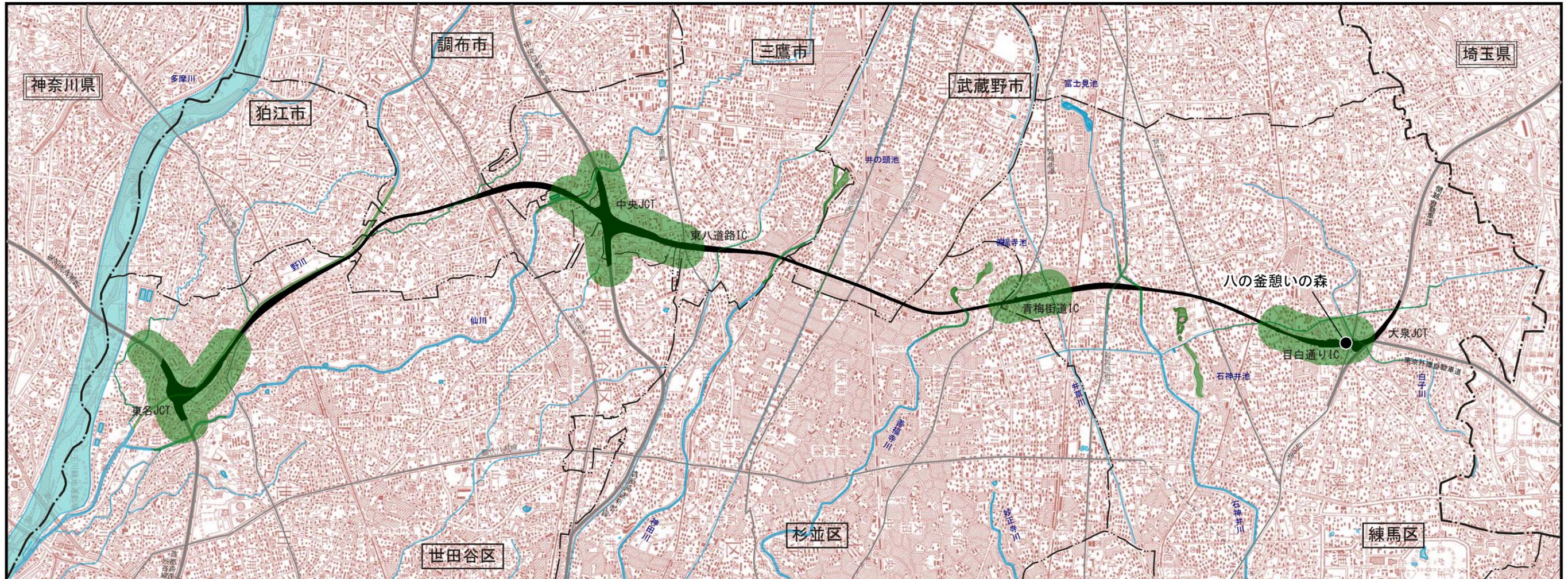
調査時点及び期間は、対象工事（掘削工事、トンネル工事の実施、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）の施工中の重要な種及び注目すべき生息地の確認に適した時点とする。

(ii) **調査地点**

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) **調査方法**

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例

- : 都市計画対象道路事業実施区域
- - - : 都 県 界
- · - · : 区 市 界

記号	名 称
	河川/池沼
	調査地域

(注1) 調査地域は、地表部が改変される区域、地表部が改変される区域から概ね外側250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる種の生息地とする。

(注2) 八の釜憩いの森が消失する場合は、八の釜憩いの森の代償地において調査を行う。



図5.10.1 動物の調査地域

5.10.2 工事の完了後

(1) 重要な種及び注目すべき生息地

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、環境影響評価書に記載している現地調査において確認された重要な種の生息地及び注目すべき生息地の生息環境の状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる種の生息地、八の釜憩いの森の代償地とする（図 5.10.1 参照）。

(9) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後において重要な種の確認に適した時期とする。

なお、八の釜憩いの森の代償地については、代償地整備後の重要な種の確認に適した時期とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域のうち重要な種及び注目すべき生息地の確認に適した地点及び代償地内の重要な種の確認に適した地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地踏査及び目視による生息状況の確認とする。¹⁾

1) 八の釜憩いの森の代償地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の重要な種及び注目すべき生息地の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。

5.11 植物（重要な種及び群落）

5.11.1 工事の施工中

(1) 重要な種及び群落

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、環境影響評価書に記載している現地調査において確認された重要な種及び群落の生育地の生育環境の状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる種及び群落の生育地とする。ただし、八の釜憩いの森が消失する場合は、調査地域には含めない（図 5.11.1 参照）。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事による重要な種及び群落への影響が最大となるおそれがある時期の重要な種及び群落の確認に適した時期とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域のうち重要な種及び群落が確認された地点（仮移植地を含む）とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、目視等による生育状況の確認とする。¹⁾

1) 仮移植地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、対象工事（掘削工事、トンネル工事の実施、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）の施工状況、環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

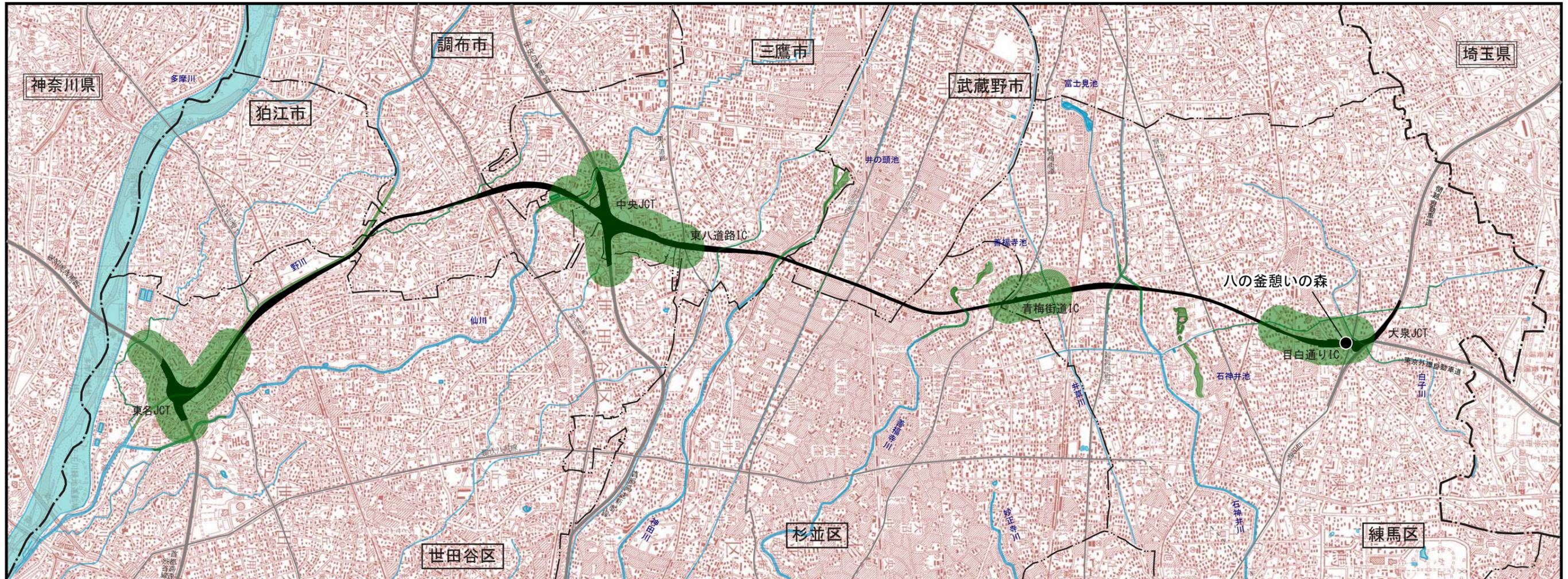
調査時点及び期間は、対象工事（掘削工事、トンネル工事の実施、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）の施工中の重要な種及び群落の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例

- : 都市計画対象道路事業実施区域
- - - : 都 県 界
- · - · : 区 市 界

記号	名 称
	河川/池沼
	調査地域

(注1) 調査地域は、地表部が改変される区域、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる種及び群落の生息地とする。

(注2) 八の釜憩いの森が消失する場合は、八の釜憩いの森の代償地において調査を行う。



図5.11.1 植物の調査地域

5.11.2 工事の完了後

(1) 重要な種及び群落

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、環境影響評価書に記載している現地調査において確認された重要な種及び群落の生育地の生育環境の状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる種及び群落の生育地、八の釜憩いの森の代償地とする（図 5.11.1 参照）。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後において、重要な種及び群落の確認に適した時期とする。

なお、八の釜憩いの森の代償地については、代償地整備後の重要な種及び群落の確認に適した時期とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、重要な種及び群落の確認に適した地点及び代償地内の重要な種及び群落の確認に適した地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、目視等による生育状況の確認とする。¹⁾

1) 八の釜憩いの森の代償地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の重要な種及び群落の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。

5.12 植物（緑の量）

5.12.1 工事の完了後

(1) 道路（地表式又は堀割式、嵩上式）の存在に係る緑の量

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（地表式又は堀割式、嵩上式）の存在に係る緑の量の変化の程度とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路の存在に係る緑の量の変化の程度の予測地域（図 5.12.1 参照）及び代償地とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の緑の量の確認に適した時期とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域及び代償地内の緑の量の確認に適した地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地調査により、緑被の状況及び緑の体積を把握する方法とする。¹⁾

1) 八の釜憩いの森の代償地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

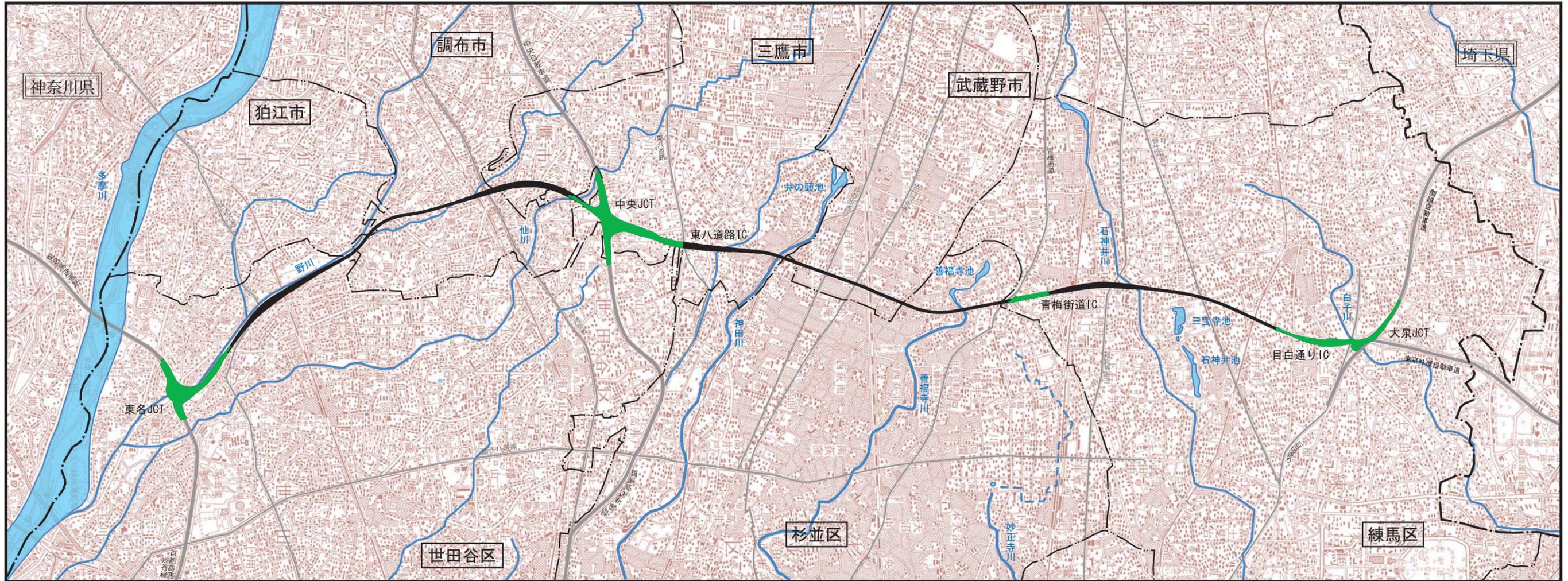
調査時点及び期間は、工事の完了後の緑の量の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	河川、池沼
	緑の量の調査地域（地表部が改変される区域）

(注) 調査地域は、地表部が改変される区域である。



図5.12.1 道路の存在に係る緑の量の調査地域

5.13 生態系

5.13.1 工事の施工中

(1) 地域を特徴づける生態系

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、環境影響評価書に記載している現地調査において確認された地域を特徴づける生態系の注目種及び群集の生息・生育環境の状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる注目種及び群集の生息・生育地とする。ただし、八の釜憩いの森が消失する場合は、調査地域には含めない（図 5.13.1 参照）。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事による生態系への影響が最大となるおそれがある時期の地域を特徴づける生態系の注目種及び群集の確認に適した時期とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、地域を特徴づける生態系の注目種及び群集の確認に適した地点（仮移植地を含む）とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地踏査及び目視による生息・生育状況の確認とする。¹⁾

1) 仮移植地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、対象工事（掘削工事、トンネル工事の実施、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）の施工状況、環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

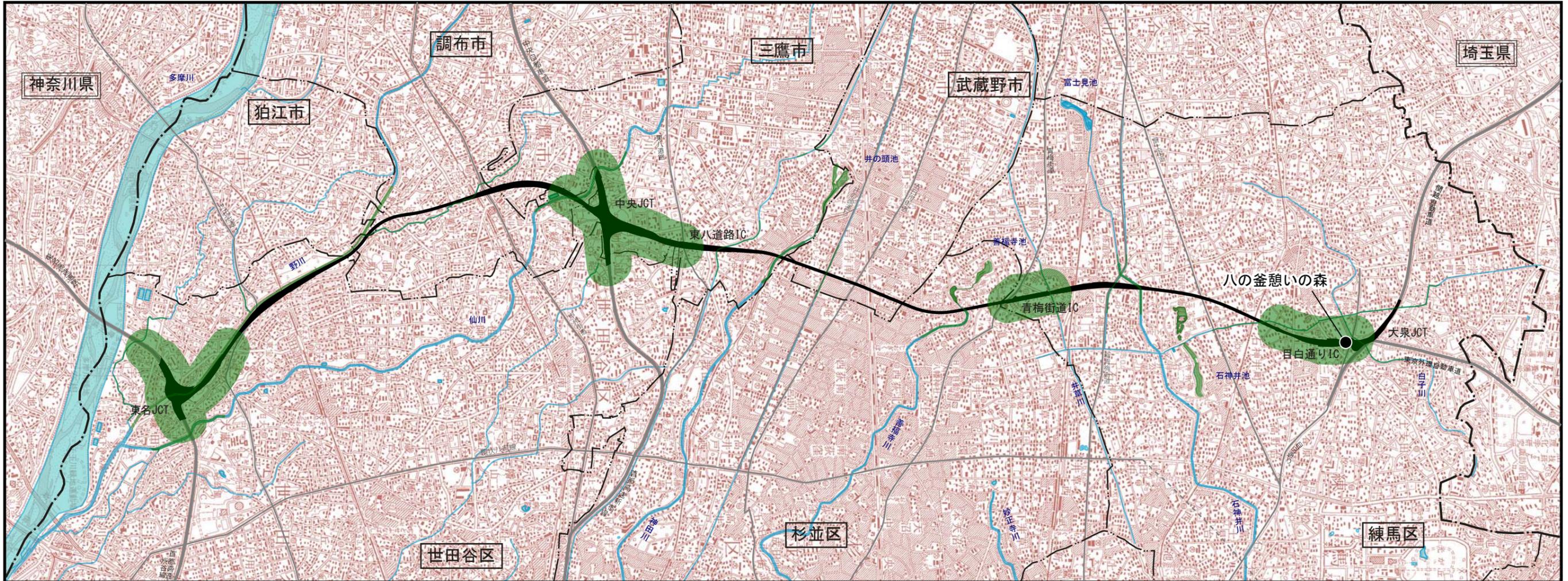
調査時点及び期間は、対象工事（掘削工事、トンネル工事の実施、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）の施工中の地域を特徴づける生態系の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例

	: 都市計画対象道路事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記号	名 称
	河川/池沼
	調査地域

(注1) 調査地域は、地表部が改変される区域、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる注目種・群集の生息・生育地とする。

(注2) 八の釜憩いの森が消失する場合は、八の釜憩いの森の代償地において調査を行う。



図5.13.1 生態系の調査地域

5.13.2 工事の完了後

(1) 地域を特徴づける生態系

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、環境影響評価書に記載している現地調査において確認された地域を特徴づける生態系の注目種及び群集の生息・生育環境の状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、地表部が改変される区域から概ね外側 250mの範囲及び水環境に特徴的に見られる注目種及び群集の生息・生育地、八の釜憩いの森の代償地とする（図 5.13.1 参照）。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の地域を特徴づける生態系の注目種及び群集の確認に適した時期とする。

なお、八の釜憩いの森の代償地については、代償地整備後の地域を特徴づける生態系の注目種及び群集の確認に適した時期とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、地域を特徴づける生態系の注目種及び群集が確認された地点及び代償地内の地域を特徴づける生態系の注目種及び群集の確認に適した地点とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地踏査及び目視による生息・生育状況の確認とする。¹⁾

1) 八の釜憩いの森の代償地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の地域を特徴づける生態系の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。

5.14 景 観

5.14.1 工事の完了後

(1) 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）及び換気所の存在に係る市街地の地域景観¹⁾

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）及び換気所の存在に係る市街地の地域景観の変化の程度とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（地表式又は掘割式、嵩上式）及び換気所の存在に係る市街地の地域景観の予測地域（表 5.14.1 及び図 5.14.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の市街地の地域景観の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における予測地点（表 5.14.1 及び図 5.14.1 参照）とする。

表 5.14.1 景観の調査地点〔市街地の地域景観〕
（工事の完了後：道路及び換気所の存在）

調査地域	調査地点番号	景観区分
東名 J C T 周辺	1	野川と国分寺崖線周辺地区
	2	
	3	主に住宅地となっている地区
	4	
	5	
中央 J C T 周辺・東八 道路 I C 周辺	1	主に耕作地、苗圃となっている地区
	2	
	3	主に住宅地となっている地区
	4	
	5	
青梅街道 I C 周辺	1	並木のある道路を中心とした地区
	2	
	3	主に住宅地となっている地区
	4	
大泉 J C T 周辺・目白 通り I C 周辺	1	白子川河岸段丘の緑地のある地区
	2	主に住宅地となっている地区
	3	
	4	並木のある道路を中心とした地区
	5	

1) 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）及び換気所の存在に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観については、環境影響評価書において評価されているとおり、主要な景観資源及び眺望点の改変はなく、主要な眺望点からの眺望方向の計画路線は地下式で計画されているとともに、地表式、嵩上式で計画されている計画路線及び換気所も存在しない。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地調査での写真撮影による方法とする。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(7) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

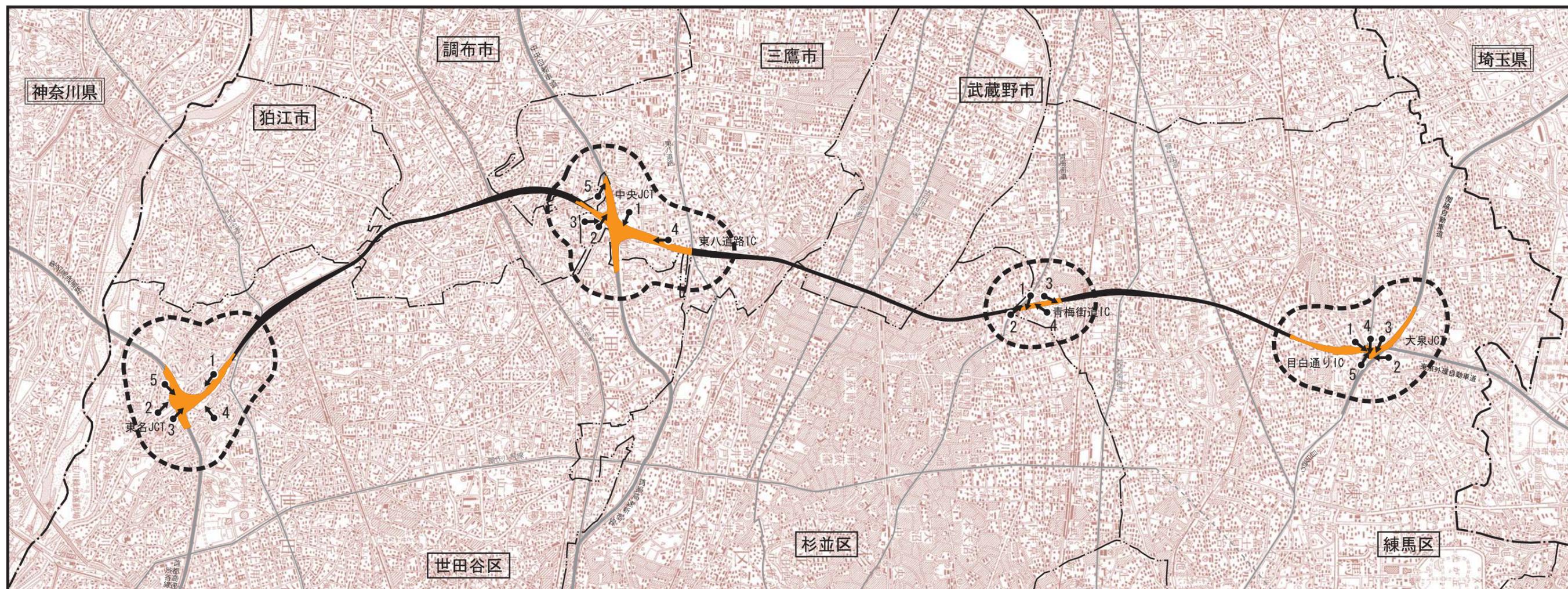
調査時点及び期間は、工事の完了後の市街地の地域景観の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都 県 界
- : 区 市 界

記 号	名 称
	調査地域
	調査地点
	調査方向
	地表部が改変される区域



図5.14.1 道路等の存在に係る景観
(市街地の地域景観)の
調査地点

5.15 史跡・文化財

5.15.1 工事の完了後

(1) 道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在に係る史跡・文化財

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在に係る文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の改変の程度及び文化財等の保存に及ぼす影響の程度とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在に係る史跡・文化財の予測地域及び代償地（表 5.15.1 及び図 5.15.1、表 5.15.2 及び図 5.15.2 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の史跡・文化財の確認に適した時点とする。

なお、八の釜の湧き水の代償地については、代償地整備後の史跡・文化財の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における予測地点及び代償地内（表 5.15.1 及び図 5.15.1、表 5.15.2 及び図 5.15.2 参照）とする。¹⁾

表 5.15.1 文化財等の調査地点（工事の完了後：道路の存在）

調査地点番号	区分	種別	名称	所在地
1	区登録	天然記念物	八の釜の湧き水 ^(注) （八の釜の湧き水の代償地）	練馬区
2	未指定・未登録	—	北野庚申堂と庚申塔	三鷹市

(注) 八の釜の湧き水が消失する場合は、八の釜の湧き水の代償地において調査を行う。

1) 環境影響評価書における予測地点のうち、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に改変が生じる範囲及び文化財等の保存に影響が生じる範囲に位置する地点を対象としている。

表 5.15.2 埋蔵文化財包蔵地の調査地点（工事の完了後：道路の存在）

調査地域	調査地点番号	遺跡名	遺跡の概要	所在地
東名 J C T 周辺	1	殿山	台地 集落	世田谷区大蔵 5、6
	2	大蔵館跡	台地 城館	世田谷区大蔵 5
	3	殿山古墳群 1 号墳	台地 古墳(円墳)	世田谷区大蔵 6
	4	殿山古墳群 3 号墳	台地 古墳(円墳) 径 20m 高 1m	世田谷区大蔵 6
	5	殿山古墳群 4 号墳	台地 古墳	世田谷区大蔵 6
	6	殿山古墳群 5 号墳	台地 古墳(円墳)	世田谷区大蔵 6
	7	殿山古墳群 8 号墳 (大将塚)	台地 古墳(円墳)	世田谷区大蔵 6
	8	殿山古墳群 9 号墳	台地 古墳(円墳) 径 10m	世田谷区大蔵 6
	9	田直	台地 包蔵地	世田谷区大蔵 5
	10	下野田	台地 包蔵地	世田谷区喜多見 5、6
中央 J C T ・ 東 八道路 I C 周辺	1	天神山	台地縁辺・斜面 包蔵地	三鷹市新川 2
	2	北野	台地縁辺・斜面 集落	三鷹市北野 4

(注 1) 東京都教育委員会が調査を実施した地点を調査地点とする。

(注 2) 大泉 JCT ・ 目白通り IC 周辺の埋蔵文化財包蔵地については、すでに消滅しているため、調査対象としない。

(iii) 調査方法

埋蔵文化財包蔵地の調査方法は、教育委員会の調査結果の引用とする。^{2) 3)}

2) 八の釜の湧き水の代償地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

3) 北野庚申堂と庚申塔は、都市計画対象道路事業実施区域と重複するため、三鷹市の教育委員会及び所有者等の意見を聴きながら適切な措置を講じ、その経緯を記録する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(4) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

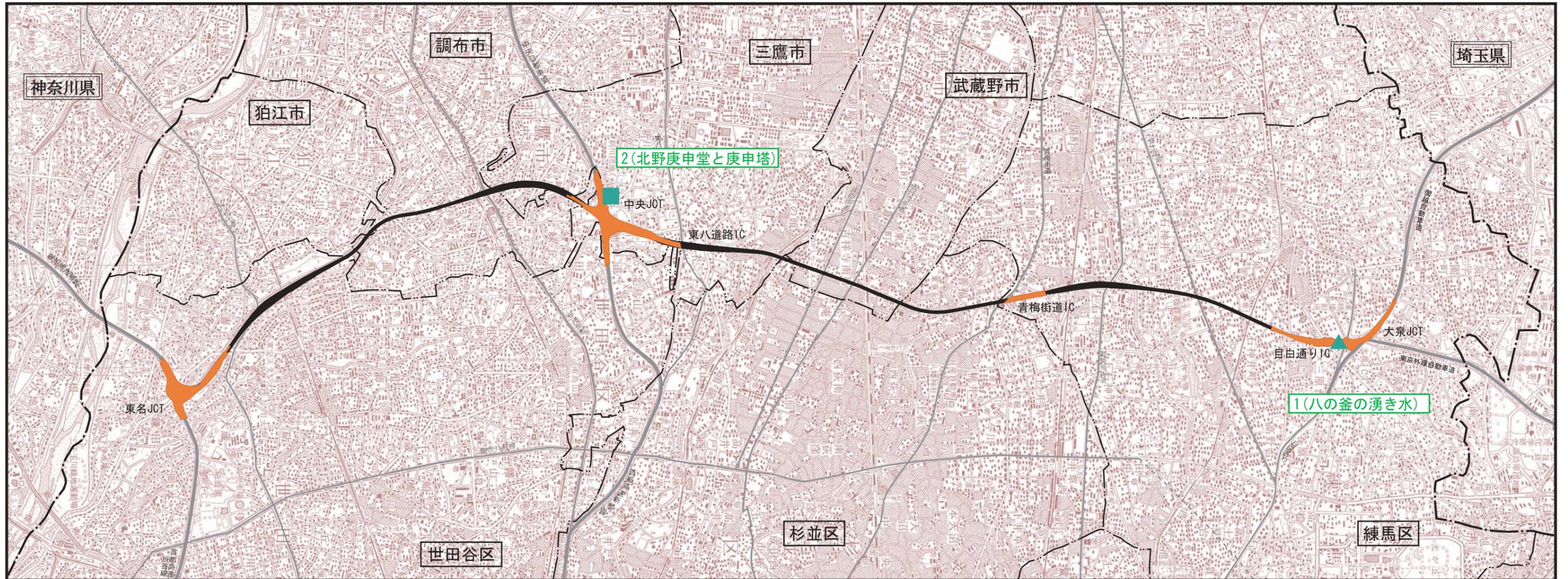
調査時点及び期間は、環境の調査と同様とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	地表部が改変される区域
	区指定・登録文化財
	指定・登録文化財に準じるもの

(注) 八の釜の湧き水が消失する場合は、八の釜の湧き水の代償地において調査を行う。

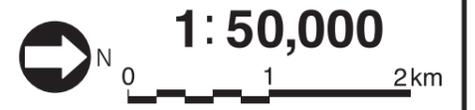
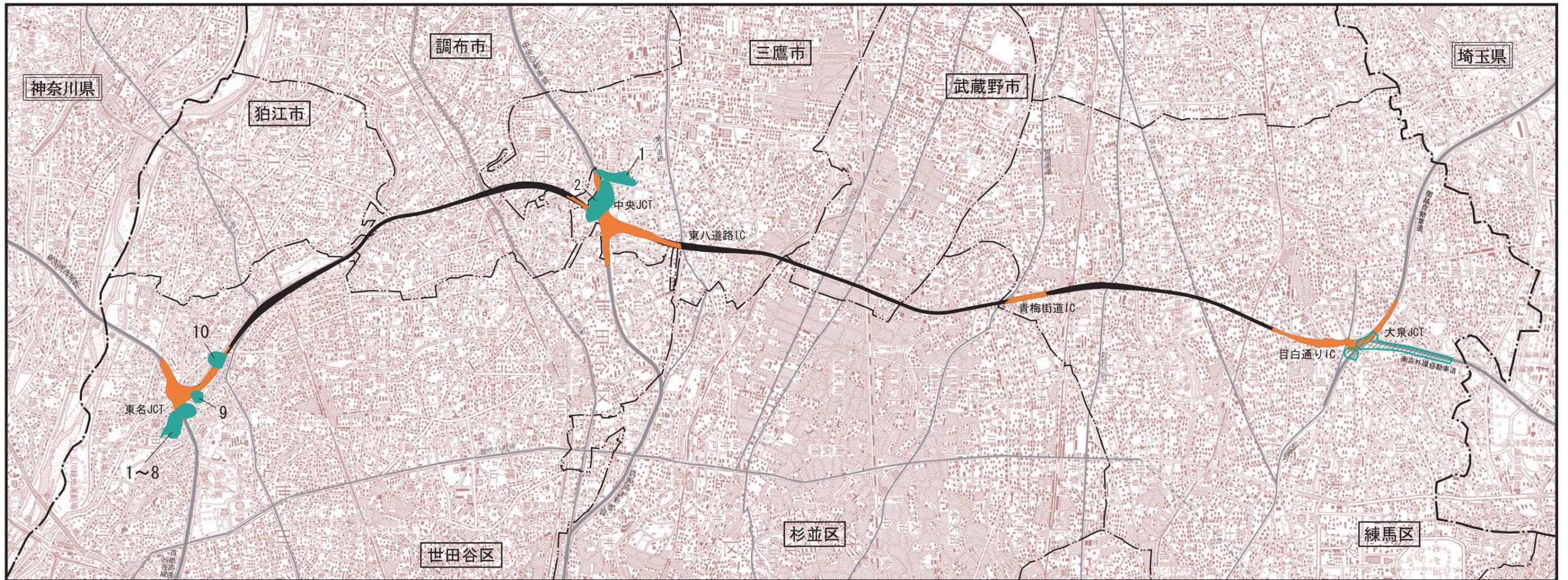


図5.15.1 道路の存在に係る文化財等の調査地点



凡 例	
	: 対象事業実施区域
	: 都 県 界
	: 区 市 界

記 号	名 称
	地表部が改変される区域
	埋蔵文化財包蔵地
	埋蔵文化財包蔵地(消滅)

(注) 東京都教育委員会が調査を実施した地点を調査地点とする。

資料：「東京都遺跡地図」（2004年3月 東京都教育委員会）



図5. 15. 2 道路の存在に係る埋蔵文化財包蔵地の調査地点

5.16 人と自然との触れ合いの活動の場

5.16.1 工事の完了後

(1) 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

(a) 環境の調査

(7) 調査事項

調査事項は、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度、利用性の変化の程度、快適性の変化の程度とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、環境影響評価書における道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の予測地域及び八の釜憩いの森の代償地（図 5.16.1 参照）とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、工事の完了後の人と自然との触れ合いの活動の場の確認に適した時点とする。

なお、八の釜憩いの森の代償地については、代償地整備後の人と自然との触れ合いの活動の場の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、環境影響評価書における予測地点又は代償地内（図 5.16.1 参照）とする。¹⁾

表 5.16.1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点（工事完了後：道路の存在）

調査地域	調査地点 番号	調査地点
東名 J C T 周辺	1	野川
大泉 J C T 周辺・目白通り I C 周辺	2	八の釜憩いの森 ^(注) （八の釜憩いの森の代償地）
	3	びくに公園

(注) 八の釜憩いの森が消失する場合は、八の釜憩いの森の代償地において調査を行う。

(iii) 調査方法

調査方法は、写真撮影等による方法とする。²⁾

1) 環境影響評価書における予測地点のうち、改変が生じる範囲、利用性及び快適性に变化が生じる範囲に位置する地点を対象としている。
2) 八の釜憩いの森の代償地の調査については、代償措置の計画が定まった段階で報告する。

(b) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、構造物の状況及び環境保全措置の実施状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び保全措置の実施地域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

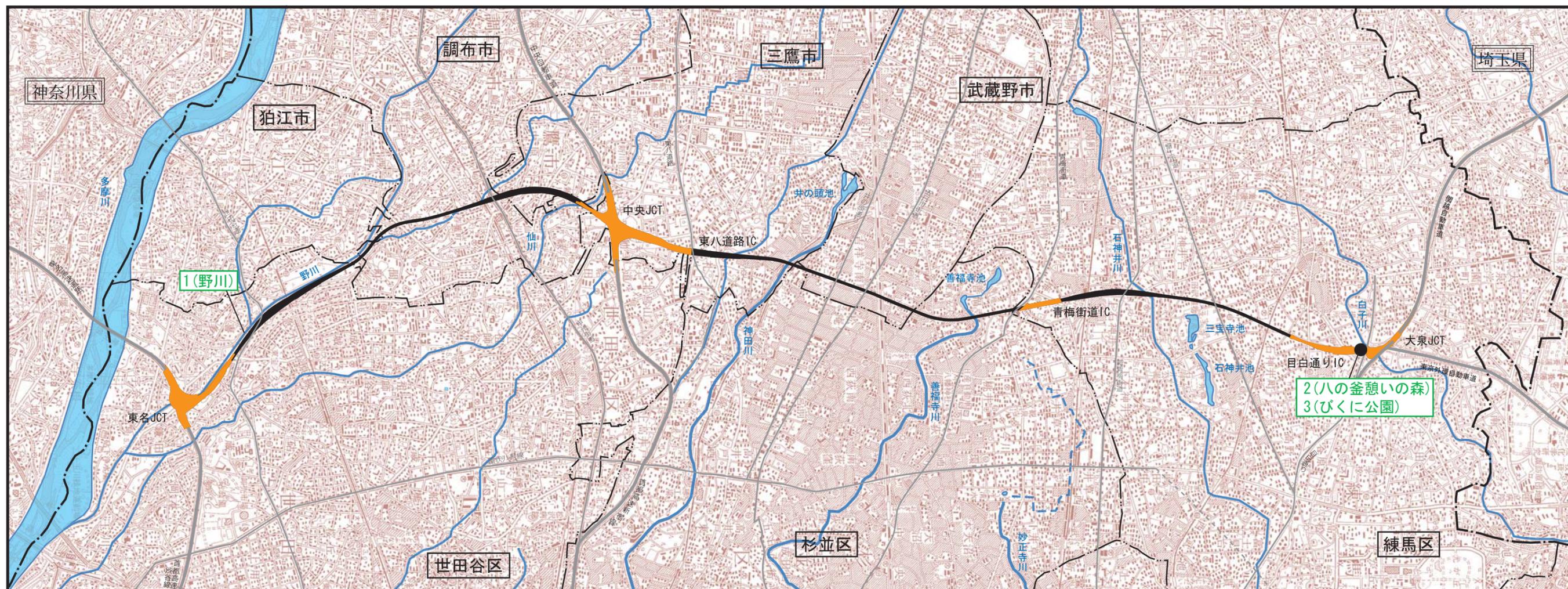
調査時点及び期間は、工事の完了後の人と自然との触れ合いの活動の場の確認に適した時点とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、現地確認及び工事関係資料の整理とする。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都 県 界
- : 区 市 界

記 号	名 称
	地表部が改変される区域
●	人と自然との触れ合い活動の場

(注) 八の釜憩いの森が消失する場合は、八の釜憩いの森の代償地において調査を行う。



図5.16.1 道路の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場の調査地点

5.17 廃棄物等

5.17.1 工事の施工中

(1) 切土工等又は既存工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物

(a) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、切土工等又は既存の工作物の除去により発生する建設副産物の発生量及び環境保全措置の実施状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、切土工等又は既存工作物の除去に係る建設工事の施工中とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係資料の整理とする。

(2) 掘削工事、トンネル工事の実施に係る建設工事に伴う副産物

(a) 対象事業の調査

(7) 調査事項

調査事項は、掘削工事、トンネル工事の実施により発生する建設副産物の発生量及び環境保全措置の実施状況とする。

(イ) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

(ウ) 調査手法

(i) 調査時点及び期間

調査時点及び期間は、掘削工事、トンネル工事の施工中とする。

(ii) 調査地点

調査地点は、調査地域内とする。

(iii) 調査方法

調査方法は、工事関係資料の整理とする。

5.18 事後調査報告書の提出時期

本事業に係る環境影響評価調査時期及び事後調査報告書の提出時期は、表 5.18.1 に示すとおりである。

第6章 その他

6.1 事後調査を実施する者

名 称：国土交通省

代表者の氏名：関東地方整備局長 下保 修

主たる事業所の所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番1